

令和3年第3回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年9月7日

本日の会議 令和3年9月8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	7番 内村博法議員
8番 安藤克彦議員	10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員
12番 河野龍二議員	13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員	

欠席議員

6番 安部都議員 9番 金子恵議員

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課 長 村田ゆかり君	秘書広報課長 中村元則君
契約管財課長 和田弘君	地域安全課長 荒木秀一君
政策企画課長 荒木隆君	税務課 長 村田佳美君
土木管理課長 山崎昇君	都市計画課長 山崎禎三君
福祉課 長 山口聡一朗君	住民環境課長 中尾盛雄君
介護保険課長 細田愛二君	上下水道課長 渡部守史君
教育総務課長 森本陽子君	生涯学習課長 北野靖之君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時01分



○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順4、岩永政則議員の①民間企業との包括連携協定について、②椿林土地区画整理事業等についての質問を同時に許します。

10番、岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それでは早速質問に入ります。1つ目は、民間企業との包括連携協定についてでございます。近年、各自治体において民間企業等との包括連携協定が締結されております。この包括連携協定は、環境、福祉、防災、町づくりなど、その町、町において抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業等が双方のノウハウを生かして、その課題解決に向けて連携していく仕組みづくりでございます。吉田町政になりましてからも、本町におきましては種々の協定がなされております。これは防災協定のことも含めてのことでございます。これらの協定について知る手段としては、我々議員、ましてや町民ともども、新聞紙上で初めて知ることができる状況であります。よく町民から問い合わせがございますが、我々議会としては、ほとんど公式上知らされることなく行われているのが長与町の実態であろうと思います。締結前はさる事ながら、締結後の具体的な事後報告ですら行われておりません。ただ、項目的には行政報告で触れられているところもございます。そこで以下について質問をいたします。本町における業者等との今日までの包括協定について、年度別連携協定の種別、目的内容、なぜその業者なのか等につきまして、それぞれ御答弁を求めます。2つ目、他の行政課題については、よく事前に報告をされていることは十分理解しておりますが、指摘したように、この包括連携協定につきましては議会への具体的な事前説明、事後報告もほとんどなく、議会人の一人として違和感を感じておりますが、町長は何か感じておられませんか、お尋ねをいたします。3点目、これらの協定は町民のための行政執行の一つの手段であると理解しますが町民への周知はどのようにしておられるのかお尋ねをいたします。4点目、それぞれの包括連携協定について、どのような効果があっているのかお尋ねいたします。5点目、今後どのような種別の包括連携協定を想定しているのかお尋ねいたします。

大きい2番目として、椿林土地区画整理事業等についてでございます。区画整理事業の事業主体は、自治体あるいは地権者で作る組合でございます。この椿林地区は市街化区域の中にあつて、数十年前から有効な土地利用を求められてきた所でございます。今日組合による事業が進めていることは大変喜ばしい限りであると思っております。そこで以下について質問をいたします。1つ目、組合施行に至った今日までの法定手続き等の経緯につきましてお尋ねをいたします。2つ目、事業の概要につきまして（イ）から（リ）

まで掲げておりますが、区域、次に施行年度、施行面積、宅地戸数、事業費と財源内訳、それから地権者の数、こういうものがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

(ト)として主幹道路、上下水道等の根幹施設である公共事業計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。次に、町負担の概算額はどのようになっているのか。

(リ)では、都市計画法48条には「国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の援助又は資金上その他の援助に努めるものとする。」と規定されております。当区画整理事業も本条の規定に該当すると思いますが、事業に対し町の援助についての具体的な内容についてどのようになっているのか、お尋ねをいたします。3番目、旧コンポスト工場との関連につきましてお尋ねをいたします。去る6月28日の議会全員協議会において、当区画整理事業地内に廃棄物がある旨町側からの説明があり「町が後方支援する」との重要な発言がございました。説明後の質疑から「廃棄物はプラごみ、木材などで、これらはコンポストから出たものではないか」との説明がありました。その最後に「今日は現状の説明です」ということで会を結んでいたようでございました。現状の説明で、あとはどうするのかなど、不明な点が残ったままの状態でありますので、少し明らかにするために以下について質問をいたします。(イ)この区画整理事業地内の中のどのくらいの面積に、どのくらいの廃棄物の量があると想定されているのか。次に「この廃棄物はコンポストから出たものではないか」との答弁があっておりましたが、その根拠はどのようなものであるのかをお示しいただきたいと思えます。(ハ)この廃棄物を除去しなければ区画整理事業が着手、あるいは進捗できないのかをお尋ねをしたいと思います。それから(ニ)「町が後方支援する」との発言があっていたが、このことは大変重要な発言でございます。なぜならば一つには、そもそも区画整理事業地内の廃棄物がある所は民間所有地であり、町有地ではないこと。2つ目には「この廃棄物はコンポストから出たものではないか」との発言があっておりました。本当にそうなのか。このことからして町は何ら関係ないこととなるわけです。なぜ町が後方支援することとなるのか明確な答弁を求めます。(ホ)廃棄物については、以上のことから長崎市との関連であると私は判断すべきであるというふうに思いますが、町長はどうお考えでしょうか。よって全員協議会での執行側の説明の「町が後方支援する」との説明は理論的に理解をされず、発言の取り消しを今のうちにすべきではないかというふうに思っておりますが、以上、質問をいたします。終わります。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、民間企業との包括連携協定についてのお尋ねで、1点目が本町における包括連携協定についての御質問でございます。本町における民間

企業との包括連携協定は「日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定」の1件で、今年3月に締結をしております。本協定の目的は、これまでの連携をさらに強化し、協働による活動を通して、地域の活性化及び町民サービスの向上を図るものでございます。連携事項については、これまでの個別協定の内容も包含したもので、1つ目は安心・安全な暮らしの実現、2つ目が地域経済活性化、3つ目が未来を担う子どもの育成、4つ目が福祉と健康のまちづくりなどに関することとなっております。相手方における連携の主体は、西彼杵郵便局のほか町内4つの郵便局で、そのネットワークや経営資源は、本町が目指すまちづくりの実現に大変大きな力になると考えております。次に2点目の議会への説明という御質問でございます。包括連携協定は昨今の大規模自然災害の頻発、本格的な超高齢化社会の到来など、社会が直面する様々な課題に対応するための「協働」の取り組みの一つでございます。行政は企業を自治体経営のパートナーとして、一方、企業にとっては企業の社会的責任、いわゆるCSRや新たな社会的価値を生み出すソーシャルビジネスの活動として位置づけられると私は思っております。今回の協定は、既存の「災害時における協力」、あるいは「高齢者等の見守りネットワーク」などの取り組みを包含した包括的な連携について、郵便局の方から御提案があったものでございます。議会におきましては協定締結後、行政報告や広報ながよなどを通して説明をさせていただいたところでございます。次に3点目の町民への周知ということでございますけれども、これも同様に広報紙にてお知らせをしているところでございます。次に4点目の包括連携協定の効果というお尋ねでございます。本町と日本郵便株式会社におきましては、先程申し上げましたとおり「災害時における協力」、あるいは「高齢者等の見守りネットワーク」といった個々の分野での協定を締結しております。これらの取り組みは、町民の皆様の安心安全な暮らしの実現、あるいは地域福祉の向上に大きく寄与しているものと思っております。このたびの連携協定では、これらを含めた包括的な連携とすることで幅広い分野における柔軟な協体制が構築され、本町を取り巻く諸課題への対応、さらなる地域の活性化が期待されるところでございます。5点目の今後の包括連携協定の想定というお尋ねでございます。今後につきましても、それぞれが持つ経営資源などを活用しあうことで、本町における課題の解決、あるいはまちづくりの一助となるような御提案であれば、協定の締結について検討していきたいと考えております。

続きまして大きな項目、椿林土地区画整理事業についての御質問でございます。1点目、2点目の御質問につきましては、本事業の施行者である椿林土地区画整理組合へ意見照会を行い、組合の御了解をいただいた範囲でお答えをさせていただきます。それでは2番目1点目の組合施行に至った今日までの法的手続等の経緯というお尋ねでございます。椿林土地区画整理事業につきましては、平成25年6月に準備会が結成され、その後、長与町における各公共施設等の関係部署との協議を重ねてまいりました。令和2年9月に長崎県への設立認可申請を行い、同年11月に設立認可を受けたところでございます。2番目2点目の区域はどのようになっているのかということでございます。本

地区は長与町高田郷椿林地区に位置し、東側に長与町立高田中学校の外周道路に隣接しており、南側には高田南土地区画整理事業の一括施工地区、そして西側には高田南地区外の墓地に隣接をしております。また、この区域のほとんどが山林、畑、雑種地でございます。2点目（ロ）施行年度でございますけれども、令和2年度から令和6年度ということでございます。続きまして施行面積でございます。計画区域面積といたしましては1.78ヘクタールでございます。続きまして戸数でございますけれども、現在の計画戸数は71宅地でございます。続きまして、事業費と財源内訳はどうなっているかということでございます。事業費はおおよそ6億1,000万円で、財源は保留地処分金のみということでございました。次に地権者の数でございます。16名で、その中には長与町も含まれております。公共事業計画はどのようになっているのかということでございますけれども、計画には主要幹線道路はございませんけれども、地区東側に接します高田中学校の外周道路、幅員6メートルありますけれども、この外周道路の整備と地区内に幅員4から6メートルの区画道路7路線632メートルが整備される計画となっております。また、公園は地区内中央付近に、上下水道等の施設につきましては区画道路内にそれぞれ埋設される計画でございます。次に町負担の概算金でございますけれども、事業計画に計上されています町の負担額はございません。次に事業に対する町の援助ということでございます。本事業につきましては、組合より技術的援助の請求がなされております。町といたしましては、この椿林土地区画整理の区域は高田南土地区画整理事業の区域と高田中学校との間であり、高田南と繋がる良好な都市環境を備えたまちづくりを図るためにも、公共施設等の整備基準に沿った指導、助言を各所管課で行っておるところでございます。また長崎県へ申請いたします事業認可に必要な申請手続きにつきましても、組合に対して必要な指導、助言等を行い、事業認可に至っているところでございます。また資金上の援助につきましては事業計画において計上をされておられません。

続きまして、旧コンポスト工場との関連についてのお尋ねでございます。区画整理事業敷地内の廃棄物の面積、量についてですけれども、組合から報告を受けておりません。次に「この廃棄物はコンポストから出たものではないか」と我々が答弁したことにつきまして、組合による民地内町有地境界付近の試掘により、掘削箇所及び掘削断面の両側に同様の廃棄物が確認されたこと。また、隣接地にある町有地が過去コンポスト用地として利用されていた事実を基に客観的に推察したものでございます。次に（ハ）廃棄物を除去しなければ区画整理事業が着手できないのかということでございます。事業につきましては現在着手しており、出てきた廃棄物については適正な処理、処分を行うよう検討していると伺っております。次に（ニ）「町が後方支援」との答弁したことにつきまして、先程申し上げましたけれども、後方支援とは土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に関する技術的援助に関することであり、長与町のまちづくりの観点から申し上げたものでございます。次に長崎市との関連でございますけれども、廃棄物につきましては組合が相手方と協議するものと考えております。次に「町が後方支援する」発言の

取消しということでございますけども、「後方支援」という言葉は、先程申し上げましたとおり長与町のまちづくりの観点から申し上げたものであり、町の発展、進展に寄与する全ての住民、事業者へ通じるものであると考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは、幾らか不明な点がありますので再質問をさせていただきたいと思いますが、初めに民間企業との包括連携協定は1件で、日本郵便とのことでございます。2点目で私が「町長からの説明もよく受けている」という表現をいたしましたけれども、ちょっと列記して申し上げますと、一つは新型コロナウイルスの接種の進捗状況とか、新浄水場共同整備の調査報告の件、第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン、資源化物及び粗大ごみの収集の変更、あるいはキャッシュレスポイント還元事業、まち・ひと・しごと総合戦略、岡岬町営住宅の駐車場の台風の被害はこうだったという状況報告、それから高田南の事業の一括施工の町道の通行止めの件もございました。町立小中学校の通学区域の変更、そういうことをよく報告されているということで、こういうことを指して私は申し上げておるんですが、こと、この包括連携協定につきましては事前の、締結についての説明は受けていないと私は思うんです。やはり一事が万事で、事前に報告すべきものは、これは一つの企業のノウハウを生かして行政にそれを反映していくという、言い換えれば、大変大きな役割を業者も担っているという解釈をしていくべきだろうと思うんです。そういう面からは、やっぱり議会にも、こういう方向で検討していくんですよと、締結したいというようなことを機会があればできるだけ見つけて、たくさん機会はあったというふうに思うんです。そういうことをやっぱりすべきじゃなかったのかと、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

町長の答弁でも申し上げたんですけれども、この民間企業との連携協定っていうのが、我々の観点として協働のまちづくりの一つと考えております。協働する対象というのは、もちろん住民であったり、いろんな団体がありますし、その中の一つが企業だと考えております。それから、どこまで事前に報告するのか、相手方の考え方もございますし、協定にすることによってお互いの良い点を、強みを出していこうというところでもありますので、議会にこういうことをやりますということを行政報告という形でお伝えすればいいのかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

先程、日本郵便の1件で、今年3月にしたと答弁いただきましたけども、今年3月の機会というのはたくさんございました。先程申し上げましたようないろんな報告も議会に出して、町長から御説明をいただいております。こと、これにつきましては何も無かったと、事前の計画につきましては何ら無かったんじゃないかと思うわけなんです。そういうことで、やっぱり事前にそうした行政の一端を担うものであるならば、特に報告をすべきじゃないかと思うんですが、町長どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員の方からそういった話でございますけれども、これにつきましては民間企業と私どもが、それぞれの長所を生かした取り組みでございまして、企業側もCSRの取り組みとして非常にメリットがあるということでございます。そして、数多くのこういった協定をしていきたいという声が上がってきております。我々はこの部分につきましては、協働のまちづくりとして非常に良い面であると思っておりますし、それを議員に1回、1回集まってもらって報告するというような相談事項ではないと思うんです。相談事項であれば当然、議会の方に御説明をして、皆さんの御意見を聞いてというふうになりますけれども、これは協働のまちづくりの一環として随時進められているものでございまして、これにつきましては皆さん方の御理解、御協力を得ているものと思っております。したがって、これにつきましては報告という形で皆さん方にはお知らせをしていると、そういうことでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

分かりました。町長はその報告は必要ないんだという考え方のようです。ただ、先程も何回も言いますように行政の一端を担う部分がありますので、事後につきましては行政報告等で項目別に報告はいただいておりますけども、新聞を見て初めて知るようなものが、例えばこれ報告の件で関連がありますので申し上げますと、8月21日の長崎新聞を私、見ておりましたら町長と知事の写真が載っております、「えっ」とびっくりしたんですが、要は毎年度、県に主要な施策等について何十年も前からずっとしてきた経緯がございまして、今年もしたんだなと見たんですけども。これを見る限り町長が1人行ったんだろうかなあという感じを、いやそうじゃないだろうと。県議もおるし、やっぱりそういう人たちと一緒にいったのかなと、議長はどうしたんだろうなというような疑問が出てくるわけなんです。だから機会はいろいろございますので、それはもう執行権の問題だと言われればそれまでなんですけども、こういう将来にわたる大きな事業、書いてありますけども高田南の区画整理事業とか、都市計画道路西高田線、こういうもの等も併せて整備促進をお願いしたという経過がございまして、こういうこと

についても一つの素案、案的なものは事前に作っておるわけです。議会にありますか、その控えは。あとで聞きましたら議長も一緒に行ったということで、これは何ら報告もない。町長からもないということがございます。ただ、今回の行政報告で项目的には出ていたんですが、ただ単純な項目だけでございまして、先程のことを含めて必要ないという判断であれば、それを了とすればいいわけですが、双方とも事後の結果については、やっぱり機会があれば報告を、こういう状況だと、陳情の成果はこうだったんだということを議会にも報告をいただければ非常に分かりやすいと、もっと開かれた行政をやっていくべきじゃないかという感じを持っておりますので、これは今後の問題ですから、「ああ、そうだな」と町長が思われれば、そうしていただければ非常分かりやすい行政になっていくんじゃないかということを感じるわけでございます。それからもう一つは連携協定と同じように県立大学との締結もしてあるようです。もう一つは連携協定ではないんですが、同じような災害協定を結んでおられますね。13ぐらいあるんじゃないかと思うんです。これも新聞を見て、「えっ」という感じをいたしたものがございます。こういうものも機会があるんですから、新聞に載って我々が見て住民も「あらっ」という感じをするわけでございますので、そういうことも含めて事前に十分報告をいただければいいのじゃないかなというふうに思うんです。何か町長ありませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員のお気持ちはよく理解をしておるところでございます。ただ、やはり我々も事前に御相談する項目と、それからいろんな形で専決処分ということもございます。皆さん方に御理解いただいている分については先にやって、そして事後に報告させていただくというようなことで、議会と町政がうまく流れに沿ってやっていけるということもございます。この各種協定、包括協定を入れると大きな数になるわけでございます。それにつきまして、内容については町民に寄与するものということでは同じでございます。したがって、これを一つ一つ、その都度その都度御相談するというのは皆さん方に対しても負担になるんじゃないかと思いますし、趣旨を理解していただいた上で、町としては進めていくということが一つございます。そして知事に対する要望とか、国に対する要望というのは、その都度、議長に来ていただいたり、副議長に来ていただいたりしながら進めております。これについても行政報告という形でさせていただいております。これが御相談するような事項であれば、前もって皆さん方に御相談しますけれども、当然もう議会で上がってることで、皆さん方にも御了解済みのことが多いわけでございまして、それにつきましては御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

最後の質問で、今後の協定の考え方をお尋ねしたんですけども、要は協定の申し込みがあれば、提案があれば受けていきたいというようなことで、それはもう結構であろうというふうに思うんですけども、この前の長崎新聞には、長崎市が同じように日本郵便と再度また締結をされておるんです。目的は先程町長も申されました地域活性化ということで締結をされているようなんですけども、今までの長崎市の包括連携協定につきましては、長与とほとんど同じような感じで、内容は地域の見守り活動とか、あるいは道路の損傷の情報提供とか、不法投棄の情報提供とか、防災協定とか、そういうものが結ばれておるんじゃないかと思うんですけども、今回の長崎市が結ばれたものは同じように地域活性化とか、未来を担う子どもの育成とか、6項目について締結しておるという情報がありました。諫早市につきましては、あいおいニッセイですか、損保会社と結ばれているようで、これは地方創生の関係を念頭に置いた地域社会の貢献活動というようなものがあるようでございますけども、やっぱり必要なものであればこちらから、向こうが言ってくるのを待っているんじゃなくして、本当にこういうもののノウハウを入れたいというようなものがあれば、こちら側から申し入れをしてでも、他の事例を参考にしながら本当に良いことだなということがあれば、そういう積極的な行政が必要ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御質問の中に長崎市の事例の御紹介がございました。報道によりますと、そうした地方創生に関する6項目の連携項目を設定されたということで、個別の連携協定と幾つかの分野を包括した包括連携協定と2つあると思います。今の長崎市の事例は包括の部分で、報道にもありましたとおり長崎市総合計画に掲げる目指す2030年の姿の実現に貢献するものとして、先程の6項目が設定されているところです。本町においても同じように、本町の基本構想あるいは基本計画に即した連携事項ということで、この3月に包括連携協定を締結したところです。今後につきましても、この包括連携協定に限って言いますけども、包括連携協定は具体的に何をやるというのを先に決めるのではなくて、本町の場合5項目の分野において具体的な取り組みを進めていきたいと思いますという連携協定になりますので、相手方からの提案ということもありますでしょうし、本町が総合計画に基づいたまちづくりという観点から、民間企業にお声掛けをするということも出てこようかと思っておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

1点目はこれで終わりたいと思います。次に2点目の椿林土地区画整理事業についてお尋ねをしたいと思うんですが、前段は抜かしまして、3点目の旧コンポスト工場との

関連につきましてお尋ねをしたいと思うんです。6月28日の全員協議会のときのメンバーを見ますと、区画整理の中にごみがあるという説明だったわけです。そうすると当然、区画整理につきましては所管部課が違うわけでございますけども、そういう人たちは出席されてなかったわけです。なぜ居ないのかなと私すぐ感じたんですけども、区画整理の指導をする所管が、椿林区画整理の中にごみがあるという図面まで示して説明をするならば、担当の所管部課長が出席をするのは当然じゃないかと、質問をされても分からないわけですよ。そういうことで私感じたんですけども、この会そのものを所管部課長は知らなかったんじゃないかなと思うんですが、知っておったんですか、知らなかったんですか。そしてなぜ出席をしなかったんでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今回の件につきましては、廃棄物に関する事ということで組合から直接、住民環境課の方に相談があったこともございました。また、コロナの状況等も鑑みまして、今回出席を見合せた次第でございました。また、会議の中で区画整理事業に関する事の質問等になった場合に備え待機しており、いつでも関連する質問があれば入室できるような状態をとっていたということで、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

知っていたんですか、知ってなかったんですか。教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

区画整理内にごみが存在するという事につきましては想定外のことでございまして、住民環境課の方に組合の方から説明がある前は存じ上げていなかった状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

いや、6月28日の会議の開催を都市計画課長、建設産業部長、知っていたんですかということをお尋ねしているんです。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

それは事前に相談がありまして、開催するという事は存じ上げておりました。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

知っておりながら出席は求められなかったんですか、なぜ行かなかったんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

実際、御相談が住民環境課にあつて、廃棄物の問題であつたということ。それ以外に事業に対する御質問等を想定していなかったということもございます。また、そういったことに対してすぐに対応できるよう、先程も答弁いたしました。入室はせずに待機をする形で対応していたというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

分かりました。区画整理地内にごみが入っておるということは、今の発言で知っていたということは、おっしゃったわけですが、これは町長、こういう会を開く場合は、住民が環境課長の方に相談があつたから環境課長だけ出て、それで説明をさせて、町長、副町長も全部おられたんですが、やっぱりこういう会をする場合は当然、区画整理地内のことがあるわけですから、その指導をするのは所管なんです。そういうメンバーも入れて「どこからでも質問はおいでよ」と言うぐらいの体制を整えて、そして会を開くべきじゃないのかと。最後の最後は「説明だけです」ということで、尻切れとんぼの会に終わったと僕は思うんですよ。だから、この質問をせざるを得なかったんですけどね。どうなんですか、そういう、この会の持ち方というのは間違ってたんじゃないですか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

6月28日の全員協議会につきましては、事務の担当は総務部で行っておりますので、私の方から回答させていただきます。今回の全員協議会につきましては、先程議員からも御指摘のあつたとおり、ごみの問題ということで住民環境課の方で説明をさせていただきました。先程、建設産業部長の発言があつたとおり、建設産業部についても、すぐドアの外で待っていたというところでございます。本来であれば、両部とも出席をして、皆さんに御説明を差し上げるというのが普段のやり方でございます。しかしながら今回、全員協議会ということで皆さん16名議員の方いらっしゃって、執行部の方も入りますと会議室のキャパ的に問題があるということがございまして、申し訳ございませんが住民環境課だけ出席をさせていただいたと。区画整理の方の質問になれば、すぐさま入れ替わって質問にお答えをさせていただく体制をとらせていただいたところでございます。私もその会議の方には出席をさせていただきまして、その入れ替わりの担当をさせてい

ただいたというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

日名子部長は総務部長の立場で出席をいただいたと我々は理解するわけなんです。だから、先程から言いますように担当の部課長は別におるわけですから、そういう場合は同席をさせて、質問でも万全を期して答弁していくという体制は必要じゃないかなと、今後の参考にしていただければというふうに思うんです。要するに発言と責任の問題が出てくるわけなんです。発言をしてあとは知りませんというような、所管が違うんですよというような形では、ちょっと違うんじゃないですかということを率直に思うわけなんです。先程からの質問でも順序よく最後に質問をいたしましたけども、要するに廃棄物はコンポストからではないかということが出て、それでその土地はどこなのかと言いますと民地であるわけなんです。そうするとコンポストから出たということであれば、これは長崎市の問題であるわけで、町がコンポストをして、そこに残渣を埋めたということにはならないわけなんです。そうしますと、町は何ら関係ないでしょうということになるというふうに思うんです。したがって、町がそれに対して後方支援するとか、援助するとか、そういう論理は成り立たないと私は思うんです。先程答弁を聞いておりましたら、公共事業は、例えばサニータウンとか、まなび野、こういう所では、できるだけ良い宅地を造って安く提供していくという意味で、当時、住宅宅地関連の整備事業等がありまして、これは補助事業を取り入れさせて、それでできるだけ安価するような手法をとっていただきました。そういう面からいけば、私はそういうものが取り込んでいけるんじゃないかなというふうに思って質問したんですが、道路関係は「主幹道路は無い」ということも含めて、下水道についても「公共事業はしない」というような答弁があったわけです。それでは町の支援はどうするんですかということを探ねたところ、「これは技術的な支援です」ということなんです。技術的な支援というのは、質問をしましたように都計法48条で技術的な支援が求められたらしなさいと、するんですよという義務づけ的なものを謳ってあるわけなんです。ところが、あのときの説明は「区画整理地内にごみがあります」ということで、これは環境課長が説明したわけなんですけども、そのあとは、今の答弁からいけば「公共事業はしない。技術的な支援をしますよ」と。どんな技術的な支援が出てくるのか、私は分からないわけなんです。だから言い換えれば、答弁は食い違っているんじゃないかというふうに思うんです。違いますか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

後方支援につきましては、あそこが町有地と区画整理内のちょうど境の所でございます。造成をするには、その区画整理内に大きな擁壁を建てなければいけないと、高

さ的には6メートルを超える擁壁という形でございます。擁壁の形は恐らくL型であろうということでございます。したがって、擁壁の底盤を掘るためにどうしても区画整理内の泥を掘らなければならないと。掘った場合にその擁壁が持ちこたえるかどうかの地耐力が必要になると。しかし、そこに廃棄物があれば地耐力は持たないということで、廃棄物を取らないといけないでしょうということで、その擁壁を建てるための技術支援という形に沿って、建設産業部及び住民環境課の方でその指導を行うというふうな形で捉えさせていただいたところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

ごみがあるので、私は影響が区画整理にすぐあるんじゃないかなと。町有地がありまして、ここが一番低地なんです。ここにごみがあれば、町も区画整理に関係するので財政的な支援をしないといけないんじゃないかという発想の下に私は、環境課長は後方支援をしたいと、それが本音じゃなかったのかなと私は推測をしたわけです。ところが答弁ではちょっと違うわけなんですけども、そうでなければあの6月28日の説明は何だったのかと、「そこにごみがありますよ」と、「それで何なの」というような形で終わってしまったわけなんです。だから今、部長が言いましたように、擁壁6メートルって相当底を掘らないと、下まで掘っていかんと、この擁壁が上がらないわけです。そうすると相当な事業費になっていくだろうと。そうしますと果たして減歩だけを以て事業費が合うのかどうか、難しいんじゃないかなと。結構幅もあると思うんですよ。そうしますと相当な事業費になっていくだろうと。そういう面が出てくるので、若干町としても後方支援をしてあげないかんじゃないかと。例えば、隣は知ってのとおり高田南区画整理事業なんです。同じ住民の人たちがおられて、そういう関係からいくと、均衡をとるためにも若干の財政支援をしないかんじゃないかというような内部の協議があったんじゃないかなと、そういうことから環境課長は後方支援をしないといけないだろうという発言になったのだろうと私は推測をしていたんですけども、違うんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

この問題が法的に町の責任があるのか、ないのか、かなり複雑で、いろいろ事前に調べたところであります。町の不法行為とか、そういった可能性もあるということは考えておりました。最終的に全てが可能性であって、推測であります。その中で、結果的に議員がおっしゃられるとおり、町としては関係が無いということでございましたので、あくまでも状況報告という形で報告をさせていただいたところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

分かりました。私は同じ地区内に町施行の区画整理事業と隣接をして新たに、これはもう何十年もの課題、昭和46年の都計法で市街化区域の設定をしたときから、どうするのというような話がずっとあっていただけです。区画整理でもして良い住宅を提供して、それで地元も恩恵を受けるというようなことが必要だろうというような議論はずっとあっておりましたよね。私はこの事業が推進をするということを聞きまして、本当に良かったなということを感じました。それともう一つは先程ちょっと触れましたように、何十年もかけた高田南区画整理事業があと数年で終わろうとしておるわけですが、それと隣接をするわけです。高田南区画整理には相当莫大な金を、町費を使っております。隣の区画整理には公共事業は何もしないということであれば、今までのサニータウンとか、まなび野とか、この開発に対して住宅宅地関連事業を取り入れて、できるだけ負担を減らして、そして良い宅地を安価で提供するという趣旨等を踏まえて公共投資も入れてきたわけなんです。だから私は均衡を図れとは言いませんけども、できる範囲内でこの椿林区画整理につきましても、できるだけの支援を、財政支援も含めて町の支援は当然だろうというふうに思っておるんです。したがって、環境課長が後方支援をするというのは良いことだというふうに思うんですけども、ただ、今回の答弁からしますと整合性が取れてないんじゃないのということを感じたわけなんです。したがって、先程言いますように隣接してる所ですから、できる範囲内で、できないものはできないわけです。民地である、町有地でもない、ごみはコンポストだと、町は関係無いと、この原則論だけは踏まえながらも、もっと大局的に考えて、一面では支援をできるだけしてあげべきじゃないのかなというのが私の考えでございまして、最後の質問に代えたいというふうに思うんですけども、町長、最後に何かありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

廃棄物につきましては、先程議員がおっしゃるとおり長崎市との話し合いもあろうかというふうに思っております。椿林につきましては元建設産業部長でございますので、その辺も踏まえてお答えをさせていただきますと、高田南と調整をしながら、あと高田中学校に上がる高田越中央線の出来上がりのタイミングとか、そちらの方とも十分検討しながら、椿林がより良い宅地となるように、今後とも町としてできるところは支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

岩永議員と私の気持ちは一緒でございます。私もこの椿林につきましては、しっかりした町になりますとそれだけ税収も上がってくるわけですので、やっぱり一緒の気持ち

になってやると。ただ、コンポストの問題につきましては、先程言いましたように法的な部分が絡んできますので、法的な部分として処理をするということで答弁をさせていただいたわけございまして、後方支援につきましては、技術支援も含めまして御相談に乗りながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

これで岩永政則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時27分～10時40分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、松林敏議員の①本町の公共施設老朽化と更新計画について、②粗大ごみ拠点回収の廃止についての質問を同時に許します。

2番、松林敏議員。

○2番（松林敏議員）

①本町の公共施設老朽化と更新計画について。1970年前後に建設された公共施設などが大量に更新時期を迎えることが全国的に問題となっています。本町でも様々なインフラ長寿命化計画がなされ、昨年10月には長与町公共施設個別施設計画がなされました。そこで以下の点について質問します。（1）長与町ふれあいセンターと長与町ふれあいセンター体育館は、今後10年程度で目標使用年数に達するが、計画では令和9年度から方向性の検討を行うこととなっている。更新に向けた検討はもっと早める必要があると考えるがどうか。また、高田地区コミュニティ活動推進会議の拠点施設であることから、早い段階から地区コミュニティや住民との意見交換の場を持つことが必要と考えるがどうか。（2）長与町公共施設個別施設計画では目標使用年数が65年とされていますが、長与町学校施設の長寿命化計画では学校施設の目標使用年数は80年となっています。この15年の差の根拠は何か。（3）高田小学校は1967年に建築され、築53年になる鉄筋コンクリート造りの建物であるが、大規模な建物であるので、最適な施工方法や配置などを目指すには早い段階から検討を始めるべきと考えるがどうか。

②粗大ごみ拠点回収の廃止について。令和4年度から自治会における粗大ごみの拠点回収が廃止され、「戸別有料回収」と「個人でのクリーンパーク長与への持ち込み」に集約されることとなっています。しかしながら多くの住民にとって、この2つの方法はなじみのないものであると思われま。そこで、以下の質問をする。（1）「戸別有料回収」と「個人でのクリーンパーク長与への持ち込み」の方法の周知についての考えはどうか。（2）粗大ごみ拠点回収の廃止をきっかけに、道路脇や山中などへのごみの不法投棄が増加しないか心配しています。現状のごみの不法投棄の対策と対応はどのようなものがあるかお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、松林議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目2点目と3点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答させていただきます。私の方からはそのほかの質問でございます。1番目1点目の本町の公共施設老朽化と更新計画について、ふれあいセンターの更新に向けた検討という御質問でございます。本町の公共施設につきましては、御案内のとおり公共施設等総合管理計画において全般的な管理方針を定めるとともに、個別施設計画においてそれぞれの施設の管理計画をお示ししているところでございます。現在のふれあいセンターは健康センターとの複合施設で、まずは健康センター部分につきまして再配置の観点も含め先行して方向性の検討に着手する段取りにしております。ふれあいセンターにつきましては、地区コミュニティの拠点でございます。健康センターの検討結果を踏まえ、位置も含めた検討をやってまいりたいと考えております。その際には、コミュニティをはじめ地域住民の皆様方の御意見も伺っていきたいと考えております。

2番目、粗大ごみ拠点回収の廃止について、1点目の「戸別有料回収」と「クリーンパーク長与への持ち込み」の方法の周知という御質問でございます。今回の粗大ごみの拠点回収の廃止につきましては、令和4年度に予定をしております紙類のステーション回収への移行と同様に、ごみ減量化のためのリサイクル、リユースの推進、また重要な問題であります可燃ごみの削減を主な目的としておるところでございます。それ以外にも、粗大ごみを出す人と出さない人の費用負担の公平性の確保、収集場所における監視、整理、清掃作業等を行っていただいております自治会の皆さん方の負担軽減を図るためと、そういう目的があるものでございます。今回の収集方法の変更につきましては、既に今年度の保環連総会で御報告を行っており、各自治会への周知を行っているところでございます。同時に、現在行っております各自治会の粗大ごみ収集現場に、次年度からの粗大ごみ拠点収集終了の看板を作りまして、粗大ごみを持ってこられた方々にも広く周知を図っている状況でございます。今後は広報紙での特集や自治会回覧、あるいはホームページ、各種SNSの活用、また今後のコロナ禍の状況を見ながらではございますけれども、要望に応じて各自治会や各種団体へ説明会を開催することができればと考えております。次に2点目の不法投棄の対策と対応というお尋ねでございます。不法投棄対策といたしましては、以前不法投棄があった現場、及び可能性が高い箇所への看板設置、ごみカレンダーや各種広報媒体への掲載により啓発を行っている状況でございます。しかしながら、担当課の常時パトロールや関係各課、地域住民や各所からの通報を情報源として、事案が発生してから対応するということが多くあるわけでございます。この不法投棄の対応は初動が重要と考えており、情報が得られた場合、早急に現場を確認し、保健所、警察等関係機関と共に対応している状況でございます。今後も地域連携とともに関係機関と綿密な連絡を行い、連携を取って対策を進めてまいりたいと考えています。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、松林議員の御質問にお答えいたします。2番目1点目の、施設の目標使用年数についての御質問でございますが、公共施設の目標使用年数については、個別施設計画において建物躯体の物理的な耐用年数を一つの基準として活用することとしております。これは日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考にしており、例えば、鉄筋コンクリート造や重量鉄骨造の場合、御指摘のとおり65年を基準としております。一方、学校施設においては、文部科学省が作成した「長寿命化計画策定に係る手引」の中で、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上を持たせるような長寿命化も可能とし、これを推進することとされております。これを踏まえ、本町学校施設の長寿命化計画においては、構造躯体の健全性の評価も考慮し、目標使用年数を80年に延ばすことを目標としております。

次に3点目の高田小学校についての御質問でございますが、高田小学校は1967年度に建設され、これまで老朽化による改修工事や修繕を行ってまいりました。主な改修工事としまして、1991年度に外壁の全面改修工事、1997年度と2003年度にそれぞれ屋上の防水工事を施工しております。また、来年度の2022年度には、屋上及び外壁の改修工事を行う予定です。現在において、高田小学校につきましては、長与町学校施設長寿命化計画の目標使用年数80年の2047年度を目標年度として、事後保全的な維持管理も行いながら使用することとしております。高田小学校のみならず、他の学校施設につきましても、構造躯体を守るための屋上、屋根、外壁改修を最優先に実施することで、安全の確保と経年劣化による機能回復を図りつつ、部分補修など事後保全的な維持管理も行いながら、学校施設の健全化を進め、安全で快適な教育環境の確保に努めてまいりたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは再質問に入らせていただきます。公共施設の更新の計画をするときには、総務省の資料によると利用状況や人口の推移の見通し、財政負担の平準化、PPP、PFIの活用など、検討する要因がたくさんあるようです。ふれあいセンター更新の場合は、用途が類似する高田公民館と一体的に検討するとか、高田南土地区画整理事業が完成したあとの人口の増加などを見越して、施設の需要を予測しつつ、財政負担も考慮しつつ、最良な更新計画を立てなければならないと思うので、検討の期間を余裕を持って、相当の期間を持って考えるべきだと思い、こういう質問をさせていただきました。あと10年程度で目標使用年数に達するので、令和13年ぐらいが目標使用年数だと思うので、

それに対してのスケジュール、いつまでに計画を作らなきゃいけないとか、計画を作るための期間をどのくらい用意するかとか、そういうのを考えて欲しいというのが私の質問なんですけれども、例えば（３）でも出てくる高田小学校の更新も、ちょっと先の話になるけども一体的に考えなくちゃいけない要因の一つでもあると思うし、そういったところのスケジュール的なものはどういうふうにご考えておられるのか、お教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設の整備につきましては、総合管理計画にもお示しをしておりますけれども、議員御指摘のとおり、利用状況であったり、人口の見通しであったり、官民の連携手法、それから財政面など様々な検討をしていく必要があると考えております。それから、施設を建て替える場合には、複合化も検討するというところで管理計画の方にお示ししておりますので、適切な時期に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

公共施設個別施設計画によると、令和9年から方向性の検討を行うということなので、これだと令和13年度完成というのはとても無理じゃないのかなと思うんですが、もっと早めに計画を立てていただきたいと思います。目標使用年数の多少のずれはしょうがないっていう考え方もあるかと思うんですが、何か予測外の事象や、やむを得ない事件が起こったときにはもちろん延長せざるを得ないと思いますが、計画の段階では、やはり目標使用年数に合わせてスケジュールを立てるべきだと考えます。そうでないと5年10年と平気で計画が遅れることも考えられるし、さらには次に検討をしなくてはいけない施設、上長与公民館や多目的、ああいう施設が10年20年と、もっと遅れる事態にもなりかねないので、やはり目標使用年数を守るようなスケジュールを立てて、あと、地区コミュニティや住民の方々と一緒に積極的に情報共有を図って、みんなが納得できる計画を立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

目標使用年数65年ということで設定をしておりますけれども、必ずこの年数使うかということも検討の一つだと思うんですね。躯体の状況によってはもっと早く整備、改修した方が良いということもあるかもしれませんし、そのほかの施設の状況も含めるともうしばらく、65年を超えて利用するというところもあると思います。そのためには、安全に利用できるような改修は当然必要かと考えております。議員御指摘の点も踏まえ、適切な時期に検討していく、総合的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

適切な時期というのが、ちょっと正直、曖昧であれなんですけど、やっぱり余裕を持って早め早めに対応していただけたらいいのかなと思います。（２）の質問に移らせていただきます。学校施設は長寿命化計画を行うことで80年使っていけるということになっているんですが、前の長与小学校なんですけども、昭和41年2月に完成して平成25年度に解体されていると。使用年数は47、48年、これは更新することが最良であるから建て替えがなされたと認識していますが、一方、旧長与小学校建設の翌年に完成した高田小学校は目標使用年数が80年、あと27年後に更新する計画になっていると。この差が余りにもひど過ぎてちょっとびっくりしているところなんですけれども。確かに改修、補強工事、そういったことをすることで使用年数は延びるのかなとは思いますが、改修で延ばすことは、今後の維持費、改修費用、そっちが莫大な金額になるのではないかなとちょっと懸念をしているんですけれども、その辺も踏まえてやっぱり80年使った方が良く判断されているのどうかをお教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

学校施設長寿命化計画に示しますとおり、町内小中学校につきましては構造躯体の健全性は「長寿命化」で判定をされているところでございます。これにより計画的な維持管理を行いながら学校施設の長寿命化、そして計画的な修繕計画による修繕費用の縮減、年々掛かる改修費の平準化を図っていくこととしております。改修の実施に当たっては、基本機能の回復を図るだけでなく、コストの面にも配慮しながら構造躯体の長寿命化、バリアフリー、省エネ、そして多様な学習形態などに対応しながら改修を進めていくこととなります。これから社会情勢、いろいろニーズが変わってまいりますので、財政面を考えながら、まずは外壁、屋上の防水と安全面の耐久性の確保をしながら、機能性と快適性の確保を図っていくということにしております。まず、安全性の確保を最優先に考えながら、今後においても個別の改修年度、事業費の見直しを行いながら、事業の進捗状況、そして劣化状況に応じて対応をしていくということにしております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

劣化の状況とか、やっぱり定期的にこまめに検査して、それに対して補強、改修工事をまめに行っていくことが長く使うための秘訣だと思うんで、そういうところをしっかり整備して欲しいと思います。コンクリートなんですけども、鉄筋コンクリートが長年経つてくると、アルカリ性のものが中性になってきて中の鉄筋がさびて爆裂が起きると。

これがコンクリートの劣化の大体主なものです。昨年、北小学校が改修工事を行ったよりも、実際、高田小学校やいろんな学校もこういう状態になっているかと思うんですよ。ですから、コンクリートの劣化などに、より注意して、改修工事の計画を行って欲しいと思います。それと、安全面だけではなくて、機能面の向上としてトイレの衛生面の改修や、スロープの設置などバリアフリーなどの対応も進めるべきと文科省の資料に載っていたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

I C T教育に対応する改修といたしましては、本年度、中学校体育館に無線アクセスポイントを設置して、入学、卒業式などの様子を動画配信できるようにする予定です。トイレの老朽化につきましては不具合の修繕、及び洋便器の個室を広げたり、便器の位置をずらすなどして、少しずつではありますが使いやすいものに改修をしております。バリアフリー化につきましては、校舎玄関、体育館入口のスロープ、車椅子利用が可能な多目的トイレの未設置が一部ありますが、全学校に設置できるよう努めてまいります。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

正直言って本当に80年使うというのは結構難しいのかなと思っているんですけども、是非とも、まめに改修することが大事だと思うので、よく注意して計画を立ててもらいたいと思います。（3）に移らせてもらおうんですけども、高田小学校が、目標使用年数があと27年とまだまだ先まであるんですが、グラウンドの一部が張り出しスラブのコンクリートで、建て替えを行うとなった場合は、莫大な仮設教室を今の敷地で建てることできないんじゃないのかなと考えて、こういう質問をさせていただきました。だから、ふれあいセンターの建て替えの段階で、一体的にこの場所にこうこうと、配置的なものをお考えしておく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

今日の教育の在り方を見ましても、G I G Aスクール構想だったり、また少人数制学級ということもあり、高田南区画整理事業の完成によって児童生徒の推移もございます。こういう面を考慮して、社会情勢は刻々と変化をしていくということでございますので、この変化を、状況を見定めつつ、教育委員会としては今後とも検討を重ねていくこととなります。先程も申しましたとおり長寿命化ということで計画を立てておりますので、更新で建て替えということは今のところ考えておりません。今のところは、屋上、躯体構造の安全性の確保を図りながら、80年を目標に使っていくということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ちょっと質問が悪かったのかもしれませんが。27年後のことを考えての質問をしています。やっぱり80年経ったら、さすがに更新を考えなくちゃいけないと思うんですけど、そのときはどうするかっていうのを今のうちから考えておく必要があるんじゃないかと思ひまして、質問をさせていただいています。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

先程も言いましたとおり社会情勢、刻々と変化してまいります。そういう中で、もしかしたら教育環境も変えないといけなひかもしれません。そういうところで、もし建て替えなり、増築等が考えられるようでありましたら、考えていきたいと思っております。今の段階では、建て替えのための更新ということは考えてないということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

分かりました。それと高田小学校の体育館ですけど、自分は高田小学校出身で子どもの頃から見ているのであまり気にも留めてなかったんですが、近くの方から言われたことなんですけれども「避難所として高田小学校体育館は向いてない」という話を伺いました。体育館の下の道路から見て、古いコンクリート擁壁が多分3、4メートルぐらいあり、その上に体育館の基礎の柱がこれも4、5メートルぐらいあり、斜めの崖みたいな所に体育館は建てられているんですけども、まず、危険な状況だと思われる点として、基礎の下のコンクリート擁壁の強度の信頼性からまず疑っていると。次に、基礎の柱が高いので地震に弱いように見える。これは学校施設の長寿命化計画に載っていたことなんですけれども、コンクリートの圧縮強度が15ニュートンしかない。これは低い方だと考えられています。道路からの高さがあるので、下の人は結構怖いんじゃないかと。あと、そもそも建築物として適切なかどうか、どう判断されているかをお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

柱の部分のコンクリート圧縮強度につきましては、耐震診断の中で検査を実施して、その結果に基づき耐震補強工事を実施しております。そのときに工事しておりますので、今の基準に適合しております。御指摘のとおりコンクリートの爆裂等起きておりますが、躯体本体に影響を及ぼすような爆裂等については確認しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

そうですね。あと27年間使わなくちゃいけないと思うので、やはり専門家による検査などを行っていただいて、必要な補強工事などを行っていただきたいと思います。

それでは大きい2番の質問に移らせていただきます。まずは「戸別有料回収」、「個人でのクリーンパーク長与への持ち込み」、それぞれの廃棄方法の確認なんですけれども、「戸別有料回収」は玄関先に処理券を貼って1週間前に電話で予約をしておくとということになっていると思うんですけども、アパートやマンションなど物理的に粗大ごみを置きっ放しに置く適当なスペースが無い場合はどうしたらいいのかお教えください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

粗大ごみの戸別有料収集ですが、今現在、適切な排出場所が無いというような形での問題はあっておりません。今後、事案自体が増えてくると思いますので、今後の排出場所の考え方については検討材料の一つと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

やっぱり自分の家の前に置きたくないっていう人もいると思うんで、できれば公園とかになるのかなと思うんですけど、考えてもらいたいと思います。あと、立ち会い不要というのがメリットではあると思うんですけども、処理券を販売している所まで行くのがもう面倒くさいと、大変であるという住民の方もいらっしゃるのかなと思うんで、立ち会いって言ったらあれですけど、その場において、回収の方にお金を払って処理券の販売を行ってもらってという対応はできないのかなと。長さや重さで金額が変わるというのもちょっと複雑で分かりづらいので、その場で精算するような仕組みが考えられないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

現場での精算につきましては、お釣り等も用意しないといけませんので、その面から考えますと、なかなか現場での精算というのは難しいものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

できれば、そういった対応も柔軟にできたらいいのかなと考えますが、次に移ります。

クリーンパーク長与への持ち込みについてなんですけども、現在、日曜日が休みで土曜日は午前中だけ持ち込めるようですが、やっぱり日曜日しか休みがないっていう人も一定数いまして、毎週ではなくてもいいですが、2、3か月に1回は日曜日も受けられるようにすることが住民にとっての利便性の向上に繋がると考えますが、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今現在、持ち込みの日程時間は、長与时津環境施設組合と協議を行っております。協議を行ったと言って土日ができるかというのはまだ分からないんですが、その辺については先程と同じなんですけど検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

是非ともそれを実現させていただきたいので頑張ってもらいたいと思います。それと、粗大ごみの捨て方の周知なんですけれども、広報や回覧版、SNSなどもありましたが、全住民に事前に理解してもらうというのは難しいのかなと考えていまして、自治会未加入者であったり、自治会に入っているけども広報や回覧版を読まないという方も少なくないと思います。粗大ごみの捨て方の周知をスムーズに行うために、まずは利用してもらうという意味で、戸別回収の処理券や、クリーンパークに持ち込みの無料券を配るとかいうことが有効なのじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

もちろん、処理券の無料配布というのはアピールの方法としては確かに良いことだとは考えております。しかしながら、無料でというのはなかなか難しい部分もありますし、ほかの施策と併せて考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

(2)に移らせてもらいますが、粗大ごみの処理方法の周知がうまくいかないと、ごみの捨て方が分からなかったり、面倒くさかったり、単純に費用が掛かるという理由から、不法投棄が増えるんじゃないかなと考えています。実際、増えるかどうか分からないんですが、ごみを捨てられた土地の所有者、管理者には、警察を呼ぶまでもないとか、時間が取られるとかで、結局泣き寝入りする住民の方もおられるようです。悪いのは不法投棄をする方なので、一つは粗大ごみの処理の方法を周知徹底するっていうのと、あとやっぱり不法投棄、ごみのポイ捨てなどをなくすように、看板の設置やパトロールな

どをできるだけ頑張っで欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

不法投棄の対策という話になろうかと思ひます。不法投棄に対しては良い特效薬とか、これをすれば不法投棄無くなるというようなことは、今のところ日本全国どこを見ても、見当たらない状況です。先程の町長答弁にもありましたとおり、地道な見回り、そして啓発の看板、こういった予防策をして、事が起きたときには初動を早くし、関係機関とともに動いていく。これが不法投棄に対する対応だと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時17分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順6、西岡克之議員の①環境問題について、②所有者不明土地の取り扱いについての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

質問の前に8月豪雨により本県をはじめ佐賀、長崎、他県でも甚大な被害がありました。高い所からではございますが、謹んでお見舞いを申し上げます。また、不幸にしてお亡くなりになられた方々には、重ねてお悔やみを申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。環境問題について。近年、地球温暖化による著しい気候変動が頻繁に起きています。8月に本町も影響を受けた豪雨。これにより尊い命が本県でも犠牲になりました。また、がけ崩れや浸水被害、河川の氾濫など様々な影響を受けております。この温暖化の原因の一つがCO2の排出によるものと思われます。いかにしてCO2を削減していくかが温暖化を食い止める一つの指標となります。国においても菅首相が2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするというゼロエミッションを宣言いたしました。私たちが住む長与町、お隣の時津町、長崎市の1市2町でも、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言をいたしました。これを受けて、行政はどのような施策を実施し、私たちはどのような努力を重ねていけばよいのか、町の考えを伺います。（1）行政としてできるCO

2の削減はどのようなものが挙げられますか。(2)行政が収集するごみの減量化については、本町としてどのように考えていますか。(3)現在クリーンパーク長与で時津、長与両町の排出ごみを焼却処分していますが、CO<sub>2</sub>排出量の推移はここ5年間どのようになっていますか。また、今後の削減目標はどのようになっていますか。(4)役場庁舎ほか、町が管理する公共施設のCO<sub>2</sub>排出量削減の現状と、これからの削減はどのようにお考えですか。

2番目に、所有者不明土地の取り扱いについて。所有者不明のまま放置されていた土地や家屋が住環境を悪化させ、また、用地取得が進まずに公共事業が滞ることも多々あるようです。不動産登記簿を見ても所有者が直ちに判明せず、判明しても連絡がつかないケースが散見されるようです。2040年には全国の所有者不明の土地の面積を合計すると、北海道の面積と同等程度になるとの民間推計もあります。対策は急務だと考えます。人口減少社会を見据えたコンパクトシティの整備など、自治体の施策にも影響を与えかねません。国も2018年に関係閣僚会議を設置し、対策を進めています。そこで本町では所有者不明の土地に対してどのような対応をしているのか、今後の進め方を含めてお尋ねをいたします。以上。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは早速、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、環境問題について、1点目の行政としてのCO<sub>2</sub>削減についてどう考えているのかという御質問でございます。ほかの市町に先駆けて、町としてはESCO事業、あるいはエコドライブ推進、クール、ウォームビズ、中でもごみの分別、資源の回収に力を注いできたことは、結果的にはCO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス削減の一つの方策と考えております。3月17日の「ゼロカーボンシティ長与」宣言を機に、1市2町による「地球温暖化対策実行計画」の共同策定に向けた準備を進めております。現在は、過去の温室効果ガス排出量の算定を行っており、今後、温室効果ガスの削減目標を設定、あるいは再生可能エネルギー活用の検討を行い、実行計画協議会での協議を経て、令和4年度末の計画策定が予定されております。CO<sub>2</sub>の削減を含めた各種地球温暖化対策は、環境部局のみならず関係部局を含む全庁的な取り組みであることの相互理解が重要であると考えております。それと同時に、住民、事業者、民間団体等の全ての利害関係者と共に、各施策の立案、実施から評価、改善に至るまで、あらゆる場面で戦略的に連携できるパートナーシップの構築が不可欠であり、その下で実行計画の策定と実施を通じて、地域の利益の追求や多様な課題への実効的な施策を柔軟に展開することが必要ではないかと考えております。

2点目の行政が収集するごみの減量化についての質問でございます。ごみの減量化につきましても、まずは3Rの1番目でありますリデュース、つまりごみの発生抑制を行うことが重要と考えております。余計なものは買わない、もらわない、マイバッグ、マ

イボトルを使用するなどの周知、啓発を行うことにより、ごみを生み出さないことが、結果として収集ごみの減量化に繋がることと考えております。また、来年度から計画しております紙類のステーション回収、粗大ごみの収集方法の変更につきましては、3Rのうちのリサイクル、リユースの推進の一つであり、結果として、ごみ減量化へ繋がり、最も重要な課題である可燃ごみの削減に繋がるものと考えております。

続きまして3点目、CO<sub>2</sub>排出量の推移と今後の目標という御質問でございます。クリーンパーク長与におけるCO<sub>2</sub>排出量の推移の算出や削減目標の設定は、現在のところ行っておりませんが、長与・時津環境施設組合、時津町、長与町の3者で「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しており、その中で令和12年度を計画目標年度とする10年間のごみ排出抑制や再生利用、及び人口の推移、産業の動向を踏まえたごみの排出量計画値がございます。この計画では、基準年である令和元年度と比較して、およそ10%の削減を目標としております。このことを基に、国の目標値や方針等を踏まえた上で、長与・時津環境施設組合、構成町におきましてCO<sub>2</sub>排出量削減となるよう、各種施策につきましても協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に4点目でございます。公共施設のCO<sub>2</sub>排出量削減の現状とこれからの削減についての御質問でございます。現在は「第3次長与町地球温暖化対策実行計画」の下に、CO<sub>2</sub>を含めた温室効果ガス排出量削減に取り組んでおり、先程も申しあげましたESCO事業以外にも、ウォームビズ、クールビズの励行による冷暖房の設定温度の調整、あるいはコピー用紙などの物品等の発注に際し環境負荷がより少ないものを仕様書で指定する取り組み、庁舎等公共施設の使用の際には、業務に支障のない範囲での消灯など、節電の取り組みを日々行っているところでございます。それとともにLED照明の導入、機械器具等の更新時には、よりエネルギー消費効率の高い機器を選定するなどの取り組みが必要であると考えております。今後は、現実行計画が来年度に最終年を迎えることから、令和4年度に1市2町共同策定予定である「地球温暖化対策実行計画」と連携し、実効性のある地球温暖化対策の展開を進めるべきと考えております。

大きな2番目、所有者不明土地の取り扱いの質問でございます。所有者不明土地は、相続が生じても登記がなされないことなどを原因として発生しており、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧、復興事業の実施や、民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、経済的にも損失を生じさせることが想定され、人口減少、超高齢化社会、相続多発時代を迎えようとする中、社会全体の生産性を向上させるためにも、この所有者不明土地等問題の解決は、全国的にも喫緊の課題となっているところでございます。振り返って、長与町におきましては、既に町内全域の地籍調査を終えており、土地所有者に対しての情報の精度が高く、公共事業の用地買収において問題となる相続未登記の場合において、探索が困難で所有者が判明しない等の事案は町内では発生していないのが今日までの状況でございます。また、課税の面からの対応といたしましては、固定資産の所有者が亡くなれたことが判明し

た場合には、法定免税点以上、未満に関係なく、速やかに相続人等の調査を行い、固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして課税する制度も活用しながら、関係法令等に基づき、引き続き課税客体の的確な把握に努めてまいります。この所有者不明土地等に係る諸問題につきまして、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進することを目的として平成30年に設置された「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」におきまして、現行法の見直し等を含めた様々な検討がなされております。その検討結果を受けて、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から見直しが行われ、「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布され、原則として2年以内に施行されるようでございます。この問題に対する見直しを含めた検討は、同関係閣僚会議において続けられており、現在検討されている事柄が法案提出という形で示されるものであると認識しています。今後もこれらの国の動きを注視しながら、これらに関連する諸問題に対し、柔軟に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

コロナ禍でもございますし、なるべく、てきぱきとやって短時間で終わらせたいと思っております。是非、発言の方も、てきぱきやっていただければというふうに思います。まず1番目の、行政としてできるCO2削減でございますが、令和4年度末に取りまとめを行うというお話でございました。来年、再来年、それまでは何も行わないということはないんでしょうけど、それまで心掛けていること。また、総合計画の方を見ましたら、149ページの「42ごみ・し尿の適正な処理」というところを、所管課の方、持っていたら開けていただければと思います。ここでは、「3Rの推進」「ごみ・し尿収集・処理の効率化」「食品ロス対策の推進」と書いてあるんですけど、CO2については触れておられません。今後、私がちょっと質問したこととリンクすることはリンクするんでしょうけど、ちょっと違うかなという部分がございますので、それまでに役場の努力って言いますか、やっていくことと言うか、令和4年、ずっとこう積み上げていくんですけど、それまでにやることっていうのは、どういうことをやられるのかなど。もう、その下に続くんで分かっているんですけど、一応御質問させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

町長答弁と重なる部分もあろうかと思いますが、引き続き行っていく施策として、エコドライブの推進とか、庁舎内においてはクールビズ、ウォームビズ、こういった形でやれると思います。それと、ごみの分別、そして資源の回収、これを徹底的に行ってい

くということが、今後も進めていく上で大事なものだと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ESCOとか何とかそういうのがありましたね。ただ、ESCOはもう昨年度に終わっているんで、非常にあの制度は当時として良かったんですよ。私も議員にならせてもらって初めてのときに、ちょうどあれが来て取り組んで、なるほど良い制度だということ、当時の担当者からお話を聞いてすばらしいなど。ああいう斬新的な取り組みも今後必要じゃないかなというふうに思います。次に行きます。行政が収集するごみの減量化ですけど、今、課長が言った分別とか、3Rとかいう形になると思うんですけど、それについて、こちらで思ってるほど住民の方々の理解が進まないときには、まず広報というのがあります。広報についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

来年度から考えております紙のステーション回収と粗大ごみ、この件に関しましては、広報等では、まず10月以降で特集を組んで、その周知をさらに図りたいと考えてます。それとホームページ、SNS等を利用して、少しでも多くの人に、目に触れていただくような施策をとっていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そこで大事になってくるのが、まず、広報の一環として社会人、大人の方の教育って言葉がちょっと何か押しつけているような感じがしますが、どうやって周知させていくのか。その次の世代、学校とか、子どもたち、保育園とか、そういう所での広報活動、要するに小さいときからしないと、いざ大人になったときに、ごみの減量とか、分別とか、自治体が違ってもそうなんです。例えば、長崎の方が長与に来たら「長与はごみがやぐらしか」って。長崎は瓶でも、ペットでも一緒に入れて、うちの近所の葉山周辺では毎週水曜日かな、一緒に出しているんです。ラベル剥がなくていいんですよ。新しく移住してきた方が「長与はせからしか、やぐらしか」っていう言葉があります。ただ、もうちょっと考えてくださいって、そういう方々に「そういうのを長与の方々、住民が努力するから良い町になるんですよ」「ごみの処理費が少なくて済みますよ」っていう話をします。いきなり来た人は「何で分けんばいかんとね」という話になりますので、それをするために小さい頃からの教育が大事なんです、学校の中での。社会教育、学校教育。学校の方ではどういう教育を、まあ学校も今コロナで授業がなくて、授業時間が逼迫しているとか、そういう事情もあるのはもう知っていますけども。でも大事な

ことなんで、どういうふうを考えていくのか、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

学校教育におきましては、例年、住民環境課による児童生徒へのごみ減量に関する説明や分別の体験作業、また、教職員に対してもごみ減量化についての説明を行うなどの取り組みを行っております。そのほか、各小学校4年生には社会科の学習の中で環境サポーターによる講演とか、クリーンパーク長与の見学、そしてフードロスやリサイクルの取り組み、ごみの減量、削減など、環境問題についての学習をしているところでございます。また、社会教育におきましても、直近で言いますと8月2日に社会教育推進指導員会の主催で、親子を対象に募集をしてクリーンパーク長与の見学を実施したところでございます。施設見学では長与町のごみの減量化、ごみの現状とか、あと循環型社会に向けての取り組みを学べたと思っております。また、夏休み初めにこの取り組みを行うことで、例えば夏休みの自由研究とかに子どもたちが携わっていただければ、意識の向上にも繋がると思っています。そのほか、子ども工作教室という講座を設けております。この中で友禅体験講座というのをやっておりますけども、染めるものをエコバックにするなど、環境問題に関心が持てるような配慮も行っているところでございます。この取り組みの中で、子どもたちの環境問題に対する関心が持てれば、繋がってほしいと思いますし、また学校教育、社会教育を通して寄与できればと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

教育というのは非常に大事で、小さい頃からそういうことに染まってないと全く関心がないんですよ。我々が小さい頃は、ごみのことはもう論外です。しかし、今は循環型社会ですから、ごみのことは大事なんですね。いかにそこら辺に時間を割いていくか、質の高い教育をしていくかということは大事だと思いますので、よろしく願います。紙類の回収ってステーションで回収するんですよね。紙っていうのは幅広いです。あとでちゃんと周知はされると思いますけど、どこからどこまでの回収をステーションでしていくのか、あらかた今、思っていることがあれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ステーションで行う紙の回収、今現在、各自治会で行っております資源回収と基本的には変わらないと考えております。大きく言うと、段ボール、新聞類、雑誌・ざつがみ類、この3つを基本に今考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

大体そういうものを、日にちを決めて1週間の間に回収するっていうことですね。長与の方、町長、役場に來らせていただくときに裏口の所にプレハブを建てていますね。わざわざ車で来て、そこに持ってくるんですね。非常に意識の高い方が多いんです。そういう方々の高い意識を壊さないように、裏切らないような回収の仕方も御指導していただければというふうに思います。回収で、もう燃やさないというのは非常に大事なことなんですけど、多分それ以外燃やしますね。回収して燃やせば体積が確か30分の1か20分の1ぐらいに減るんですね、重さが何十分の1になる。要は、いかにそれを小さくして、あと埋め立てて、なくなるようにするかという形を今、本町、時津町でとってクリーンパークを造っています。根本的に燃やせばCO<sub>2</sub>は出るんです。燃やさないという形もあるし、出たCO<sub>2</sub>を回収するという方法も今、先進地ではやっております。参考までに申し上げますけど、例えば大木町という、久留米とか、柳川とか、ああいった所に挟まれた小っちゃな町なんですね。ここは小さな町だからできるということもあるんですけど、全然燃やさずに生ごみを回収して、それを発酵させて液肥にして、近所の農家にただで配るといふ、全くCO<sub>2</sub>を出さないという形もあります。また、佐賀市は焼却施設の中にCO<sub>2</sub>の分離回収装置をつけているんですよ。同じ燃やしてもCO<sub>2</sub>を出さないという、ここは何か、国の指定を取っているみたいなんです。それをそのまま長与、時津に当てはめて、できるかどうかっていうのはまた別の問題ですけども、参考までに、そういう所もあるっていうことを選択肢の中に考えておいて欲しいと思います。例えば、今、造っているクリーンパークも耐用年数が来れば、また改修せんばいかんし、造り替えていう形もあるかもしれないんで、CO<sub>2</sub>をいかに出さなくするかと。佐賀の所はCO<sub>2</sub>を集めて、植物工場や藻類の培養施設を持っている企業に今度出しているんです。そこがまたそのCO<sub>2</sub>を使って、逆に次の生産に回している、要らんやっつたものを要るようにしている所もありますので、いわゆる発想の転換ですね、そういう所のことも考えて、次のステップを考えていければというふうに思います。そこは先進事例ということで御紹介をさせていただきました。答弁は要りません。

次に、先程も出ていたんですけど、今、ごみの回収の中で粗大なものっていうか、燃やさんごとするために、ごみを次、利用するために自治会で集めたりとかしている。それが無くなるという話ですね。それは処理費が削減することも考えられます。ということは我々が出す税金にはね返ってくるんです。税金も削減されていくという、その中で、集めないようになったら不法投棄っていうのがやっぱり出るんで、この機会に尋ねたいことがあります。不法投棄は、山林とか山の中に捨てるとかいうイメージなんですけど、例えば、課長の家の前に不法投棄されたごみが、朝、玄関開けたらでっかいごみがありましたと。タンズとか何とかあったと。この処理はどうしますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

私有地に不法投棄をされた場合、基本的には町では対応できません。しかしながら、住民もいきなりそういった案件に出くわした場合どうしようもないと思いますので、まずは相談に乗って、現場に行って、それが私有地なのか、どこにあるのか、何なのかという部分を確認して、先程もお答えしたんですが、初動が大事ということで、まず、現場を見に行き、保健所、警察等と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ちょっと発展しましたけど、要するに燃やさないって形のままでいけば、そういう不法投棄も出てくるんですね。今、課長が答弁してくれたとおりです。基本的には個人の責任において処分をしなければいけない。朝、玄関開けたら、目の前にタンスの要らないのがあったら、それを個人が処分しなければならないと、法的にはそういうふうになっているみたいです。今、お答えになった、そういう形で今後進めていただければと思います。山の中とか、崖の下とかじゃなくて、個人の家も不法投棄になり得るっていう形です。不法投棄をさせないために「鳥居を造って置いています」とかいう答弁もあったんですね、昔。確かに山の中、私も仕事上走ることがあります。鳥居を造って置いていて、その周りあんまり無いんですよ。日本人の宗教心によるものなのかなって思いはいたします。そういうことも考えていかなければならないのかなと思います。今後、このごみを、いかに減量して燃やさないっていう形を、基本的に頭に置いて対応していただきたいと思います。この問題は、ここらでやめておきたいと思います。

次に、所有者不明土地についてのことに移りたいと思います。この所有者不明の土地ですが、今、じわじわと増えてきております。と言うのが、以前は必ず親、じいちゃんのおつたら、相続をしなければならんっていう「ねばならん」っていうのがあった。今はしないんです。例えば、土地を持った親御さんが亡くなられた。相続をするときに土地だけならいいんですけど、それに伴う債務がある。それがずっと続けば、誰のとか、もう相続要らん、相続要らん、相続要らんという形で、私の周りにもそういう方がいらしたんですよ。本県じゃないんです、他県でですね。親の代が相続しなかったら、その子どもに行くんです。子どもが相続を全部拒否したら、あるマンションがあって、そのマンションには住めるんだけど、債務があるから相続しないという形になるんです。そしたら所有者が分からんようになってくるんですね、1代、2代とかしてくれば。幸い本町はまだ新しい町です。長崎市みたいに古い町じゃないので、その辺は少ないと思います。それと古い職員、副町長御存じですね。国土調査課ってありましたね、昔。だからそれで全部、誰がどこのとか張りついてしまっているんで分かりやすいと思います。長崎市辺りに行きますと、もう誰のかが分からないっていうのは結構あるんですよ。そこ

でまず税金について困ってきます。先程ちょっとあったんですけども、所有者不明の家でも、土地でも、あれば固定資産税がかかってくるんですよ。その固定資産税についてはどういうふうになりますか、お答えをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田税務課長。

○税務課長（村田佳美君）

現在、長与町の方では、課税されている家屋につきましては相続放棄のものが1件ありますが、土地につきましては年度当初納税通知を発送し、全て到達しておりますので課税上の所有者不明の土地はございません。次に固定資産税の課税標準額の合計が、土地が30万円未満、家屋が20万円未満の場合は、固定資産税が課税されず、納税通知を発送していないため把握はしておりません。相続放棄につきましては現在1件ありますが、この分については使用者を所有者とみなす課税制度もありますので、それを考慮して、使用者調査を行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ、本町においては分かりづらいのはほとんど無いってことですね。はい、分かりました。私も支持者の方から相談を受けました。御夫婦で、2人暮らしで家に住まれている。子どももいない。だから「西岡さん、これ町に寄付すうかと思う」って。もう御高齢なんです、2人とも80歳以上で。「いや、町は要るかな」って言うたら、「いや私たちもどうしようもなかと、死ぬまでの金は持つとるけん、今から施設に入るけん、この家要らんとさ、家、土地要らんけん、寄付するけん、子どもも何もおらん」と。「そうですか、いや、町もですね、ちょっともらってもどうかなあ」という形で保留をされていて。今、民間が家、土地を基に債権にして、動かす制度があります。それを「こういうのがございますよ」という形で御紹介はしておいたんですけども、「もし、それがうまくいかないときは、また相談乗ってね」って言われているもので、そういうふうな形で子どもがいないところが、先程申し上げた国土調査課が全部調査しても、1代、2代、3代ぐらい続けば、所有者不明が出てくるんですよ。そういうとき行政は、分からんやったら手を出しようもない。例えば、そこに崩れかかるような家が載っていて、近所から苦情があっても行政は手を出せないと思うんですけど、そういう場合はどういうふうになりますか。周辺に迷惑が掛かりそうな感じですね。所有者が分からない。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

相続放棄をされた空家につきましては、民法940条第1項で規定されておまして、相続放棄をしても、その方に管理責任が残るということになっておりますので、相続放

棄をしても適切に管理をしていただかなければならないこととなります。今の質問では、相続人がいない建物になるかと思いますが、そちらにつきましては、規定等は今現在ございませんので、どのような格好で対処していくかというのは、今後検討をしながらやっていかなければならないのかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ちょっと質問と違うんですけど、出た場合にどうするかっていう形なんですね。今、無いなら差し迫った事情がないので、そこまで突っ込んで考えることもないんだろうと思います。今後、必ず出てきます、町が古くなってくれば。少子化です。相続人の減で、昔は子ども3人も、4人も、5人もいたんですけど、この頃もう1人おればいい方なんです。いない人も出てきますから。十分そういうところは考慮してください。ただ、ここでもう一つ大事なことがあるんです。そういう家とか、土地とかがあった場合、公共事業でそこを収用っていうか、使うっていうか、その公共事業の範囲内だったとかいうことがあると思うんですね。例えば、高田南土地区画整理事業で山林とかしています。その中で、所有者がいなくてか、分からないとかいうことがあるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

高田南土地区画整理事業につきましては、皆様御存じだと思いますが、南東部の方の造成を一括施工という形で整備を進めております。整備をしていく中で、各地権者に接触をして、造成の計画の意向とかを確認してから造成工事の方に反映させておりますので、現在のところ所有者に行き当たらないという部分はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なければ、それはもうよかったんですが、今後出てくる、無いとも限らないんですね。そういう場合に土地収用法とか、そういう法律もあると思いますが、何を言いたいかって言ったら、要は公共事業を遂行するときに、そういう土地があったら事業の遂行が遅れますよと、時間がかかりますよということを言いたいです。そのためには、どうすればいいのか、それを考えておられますかということを知りたいんですよ。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

所有者不明の土地とか、家屋、そういったものにつきましては、今まで長与町では公共事業で探索をして、解決をしてきたということもございまして、なかなかまだ、そこ

まで深く対応について議論はしていない状況でございますけれども、議員が言われるとおり、そういったケースもないとは限りませんので、国もそういった不明者土地等の問題につきましては喫緊の課題ということで、法令等の整備についても動き出しておる状況でございますので、そういった法令等も確認をしながら、町として今後適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今のところ、先程も何遍も言うように新しい町なので、そういうことはありづらいと思います。1つのヒント、これはもう国も、今、部長が言ったように重要視していて、例えば、質問で例えばってあまり良くないんですけども、そういう理由であったら、その土地を真ん中に寄せて公園にするとか、ごみ集積場にするとか、そういう利用のやり方もあるよと国は示しているみたいです。要は、公共事業の円滑な推進のためっていう形で、そういうふうな形も出ているみたいです。今後、参考にさせていただければというふうに思います。答弁は要りません。先程、公言したようにコロナ禍でございます。少しでも早く終わった方がいいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時5分まで休憩します。

（休憩 13時52分～14時05分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、中村美穂議員の①町職員の職場環境、働き方について、②子ども会の現状についての質問を同時に許します。

5番、中村美穂議員。

○5番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。今回は2点質問をさせていただきます。早速質問に入らせていただきます。まず1点目、町職員の職場環境、働き方について。住民の方々から「役場が暗い感じがする。職員は元気がないように思うが、どうなのか」という声を聞きました。仕事が多忙で余裕がないのかという心配されることからだったようですが、コロナ禍、また大雨警報等の災害対応等の通常業務以外の仕事もあり疲弊しているのではないかと思います。そうであれば、住民サービスの低下や職員の健康管理の観点から心配になり、質問をいたします。（1）職員数の見直しが以前行われたが、現在の職員数は何人か。（2）職員の定数を見直す考えはあるのか。（3）時間外勤務の状況はどのようになっているのか。（4）職員のテレワークは進んでいるのか。（5）警報が発令された場合の職員の対応について、他部署との連携はどのようになっているのか。

次に2点目ですが、子ども会の現状について。子ども会は地域の繋がり、兄弟姉妹以外の異年齢の関係や、保護者の顔の見える関係づくり等、良い面がたくさんある一方で、保護者の役員の負担等から加入者の減少や子ども会自体が無くなる地域もあるようです。現在の状況について質問いたします。(1)現在の子ども会の数、加入者数は何人か。

(2)減少している原因はどのように考えるか。(3)子ども会の加入促進の取り組みはどのようにしているのか。以上、よろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1番目の町職員の職場環境と働き方というお尋ねでございます。2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をさせていただきます。私の方からは、そのほかの質問につきましてお答えをいたします。まず最初の、現在の職員数は233人でございます。2点目の職員の定数の見直しはどうかという御質問でございます。職員定数につきましては、平成29年の条例改正により、229人から11人増員し、240人体制に改まっているところでございます。これにより平成29年に228人いた職員は5人増えて、現在233人ということでございます。職員定数の見直しにつきましては、地方公務員法の改正による定年延長制度の導入に向けた準備を進めており、現在はこの制度の導入を見据えた職員定数を見定めているところでございます。今後も、新規職員の計画的な採用も勘案しながら、適正な職員定数の設定に努めてまいりたいと考えております。続きまして、時間外手当の現在の状況はどうなっているのかという御質問でございます。過去5年の一人一月当たりの平均時間数を比較しますと、平成28年度が20.2時間、平成29年度が16.5時間、平成30年度が14.5時間、そして令和元年度が14.5時間と減少傾向にあったわけでございますけれども、令和2年度は15.8時間と増えております。主な原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による新規事業が増えたことによるものと分析をしております。令和3年度の4月から7月までの4か月間の平均は17.6時間でございます。増加の原因はワクチン接種業務が主なものであらうと思っております。4点目のテレワークの進捗はどうかというお尋ねでございます。4月下旬より試験運用を行っており、6月に本格運用に切り替えております。現在のところ利用延べ人数は95人で、部局別で見ますと総務部が33人、企画財政部が17人、教育委員会が12人、住民福祉部が16人、健康保険部が7人、その他部局が10人となっております。一つの部局に偏ることなく、徐々にではございますけれども全庁的に浸透してきているんじゃないかなというふうに思っております。本制度は「多様な働き方の確保」「ICTを活用した業務の効率化」「非常時における事業継続性の確保」の3つを目的として導入をしてきたところでございますけれども、引き続き、改善を重ね、恒常的に運用できる環境を、段階的に準備をしていきたいというふうに考えております。

本制度が職員一人一人にとって業務の在り方、あるいは働き方を再検討する契機になる。そして、新しい働き方の一つとして定着するよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、警報が発令された場合の対応について、他部署との連携はどうなってるのかということで、警報が発令された場合は、災害警戒本部をすぐ立ち上げ、総務部、建設産業部、水道局の5課6名による初動体制をとります。そのあとは災害の発生状況に応じて体制を増やしていく、拡充していくということになります。警報の解除、もしくは警戒本部等が解散されるまでの間は体制を継続するため長期化することも想定されますが、勤務時間や体調等を考慮した上で、それぞれの所属長が勤務命令を行うこととなります。また、避難所につきましては、今年度より部局単位での運営を行っており、部局ごとに職員の人選や配置を行っております。これによって通常の業務体制の確保や超過勤務時間の偏りを避けるなど、職員の働き方への配慮が可能となると思っております。今後とも警報発令時などにおける町民の安心、安全の確保に資するため、全庁的な連携を図りつつ万全の体制で対応に臨んでいきたいと考えてます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、中村議員の御質問にお答えいたします。2番目、子ども会の現状についての1点目、現在の子ども会の数、加入者数についての御質問でございますが、令和3年8月26日現在、子ども会の数は24自治会で、加入者数は800人でございます。2点目の減少している要因についての御質問でございますが、現在、子ども会の加入率は34.2%で、加入団体数及び加入児童数は年々減少傾向にあります。この要因としましては、地域における子どもの減少や自治会への加入率の減少と合わせて、議員御指摘のとおり、子ども会の役員となる保護者の負担が影響していると考えております。また、学習塾やクラブ活動など習い事が多いことや共働き世帯の増加など、家庭環境の変化も子ども会への加入率が減少している要因の一つだと捉えております。そのほか、子ども会には加入したいが居住地の自治会に子ども会が無い、もしくは子ども会が休会しているために加入できないという現状もございます。3点目の子ども会の加入促進の取り組みについての御質問でございますが、現在、教育委員会では、子ども会の加入促進を図るために、子ども会活動の意義や役割について周知に努めております。具体的には、新1年生の保護者への説明会に出向き「保護者の負担は多少あるかもしれませんが、子どものときにしかできない貴重な体験や経験、そして異なった年齢の子どもたちと一緒に活動することの大切さ」などについて説明をし、子ども会活動の意義や役割を伝えております。また、新たな取り組みとしまして、子どもたちから「子ども会活動に関する標語、絵画」を募集し、その作品を活用して横断幕やポスターを作成しました。横断幕につきましては5つの小学校区に、ポスターにつきましては各自治会や公共施設などに掲示し、子どもたちの目線から「子ども会のおもしろさや楽しい体験」などを伝えることによって、

子ども会への加入促進を図ったところでございます。さらに「子ども会に加入したいが自治会に子ども会が無い。または休会しているために加入できない」という声に応えるため、そのような子どもたちを対象に、自治会の枠を超えた「地区混合の子ども会」の立ち上げも検討しているところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

それでは早速再質問に入らせていただきます。まず町職員の職場環境、働き方についての質問ですけれども、長与町は住民に対する職員の人数の割合、一人の職員が対応する人数が多いと言われてきておりますが、近隣の自治体と比べてどのような現状ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

長与町の人口1万人当たりの職員数が、今46.39人となっております。近隣の市町村との比較でございますけれども、行政規模であったり、行政形態が異なりますので、類似団体の町をお答えいたしますと48.31人でございます。県内21市町の中では、長与町は最も少ない。類似団体でいきますと97団体中7番目というところです。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

費用対効果としては良いことだと思うんですね。しかしながら、その分仕事量や職員の過重な負担になっているのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

先程お答えしました職員数から考えますと、確かに一人当たりの仕事量というのは多いのかもしれないとは考えます。ただし、働き方改革というところで本町も昨年からのろんな取り組みをやっており、事務の改善とか、業務の効率化を図ることにより、一人当たりの負担、気持ちの上での負担というところを下げることによって対応をしているような状況となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

働き方改革などをされて、一人の負担が増えないようにされているというところではありますけれども、先程の定年延長とまた別の話としてなんですけど、今、全世界ですけれど、コロナがこういうようなことになるとは誰も想定してなかったと思うんですね。こ

のコロナ関係の対応で全庁的に、健康保険部だけではなくて、全部かどうか分からないんですけど、ほとんどの職員がそれに対して非常に仕事が増えていると思います。学校でもそうだと思うんです。そういうところでコロナの対応や、コロナができるだけ早く収束して欲しいと願うばかりですが、災害もあります。そういう災害に強い町にするためにも、職員定数を増員するような考え方というのはいないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

先程、町長答弁にもございましたけれども、令和5年度から定年延長制度が導入をされることになっております。今現在は再任用雇用という形で雇用をさせていただいておりますけれども、その再任用雇用というのがなくなって、それに近いものが残るような形で設計がされているようでございます。ですから、定年を迎えられる方が65歳まで全員残られれば、定員は自然と増えていくような形になってまいります。希望によっては、従前の再任用雇用に似たような制度が残りますので、それになった場合には定員に含めないという形になってまいります。ですから制度設計をした上でその動向が、どのように人数が推移をしていくかっていうところを見ながら、必要によっては改正をお願いするというような形になっていこうかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

定年延長というのがこれからあるわけですね。そういった意味で職員定数は、それに合わせて見直しをしていくというお考えだと思うので、ちょっと動向を見ながら、いつもいつも、このコロナ禍のような状況じゃ当然ないわけですから、そこはよく御判断をいただいて、検討をしていただければと思っております。職員の時間外勤務の質問に入りたいと思うんですが、役場じゃなくても、民間でも繁忙期や想定外の仕事が入ってきたときには当然、時間外勤務というのは増えるものだと考えております。しかしながら、長時間でなくても毎日定時に帰れない日々が続くと、本人が気づかないうちに心身ともに疲弊をして、病気を発症するのではないかと危惧されます。たまに夜、自分が川向かいを遅い時間通ったときに、役場の電気が点いていたりすると、まだ仕事があつて、これはもう警報が鳴っているときとは別の話でございますけれども、帰れない職員が何人いるんだろうと陰ながら心配をするわけですね。そういった場合、できるだけ時間外は減らそうというお考えだとは、誰しも思うんですけれども、現状の把握、それから改善に向けての取り組みというのは何かされてらっしゃいますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

まず、現状把握でございますけれども、帰りたくても帰れない職員がいるんじゃないかという御心配だったんですけれども、時間外勤務命令については所管課長が必要に応じて命令をするというところで、そこは一定管理ができていのではないかなと思っております。また、総務課の方でもひと月ごとの時間外勤務、誰がどのぐらいやってるかというところを昨年と比較してみたりですとか、前月と比較してみたりですとか、その課によって繁忙期等もございますので、そういったところの分析をしながら、いつも以上に残っている課があれば何か要因があるんじゃないかということも、所管課とも確認をさせていただきながら、これがずっと続くということではなくて今だけの対応になっているんだということも確認をしながら、対応をしているような状況でございます。あと、対策としましては、ノー残業デーに取り組んだり、今現在テレワークも始まっておりまして、テレワークについては残業ができないような形になっております。長時間労働の是正ということで、一定の時間を超えないよう、業務の分担、平準化を図るように各所管課の方とも話をさせていただきながら対応している状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

もちろん時間外勤務は当然、所属長の命令に基づいて、自分が勝手に、仕事があるから残りましょうではないことはもう重々分かっておりますけれども、そういった意味ではなく、仕事が当然あって、所属長の命令があって、これをやらなければならないからという意味合いで、ちょっと遅い時間、庁舎内の明かりが幾つか点いてると、とても大変なんじゃないかと心配しておりましたけども、今、課長がおっしゃるように全体的にいろんな所管と業務分担とか、そういったものも吟味しながらされているということで、そこはちょっと安心をしたところではありますけれども。コロナ禍での新しい働き方、働き方改革も含めてだと思いますが、職員のテレワークが導入されているのは分かっているんですけども、役場内の仕事は全てテレワークに切り替わるような仕事ではないだろうと思うんですね。住民の対応とか、個人情報等持ち出せない内容も多いと思います。そういったところでも会議等は密にならないということもあって Zoom での参加もできると思いますけれども、テレワークの導入はされてますから、先程町長答弁で、少しずついろんな部署に広げていきたいと言われておりましたけれども、そういったお考えで計画的なもの、先程95人がテレワークで働いていらっしゃるという形ではあるんですけども今後、これをもう少し進めていくというようなお考えはあるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

役場の中の仕事は、どうしても個人情報を扱うことが多かったり、窓口対応することが非常に多くございますので、職員からも「役場でテレワークができるんだろうか」と

いう声は、たくさん当初あったところがございます。ただ、テレワークの基本として個人情報には家に持って帰らない、個人情報に関する仕事はテレワークではやらないということをお大前提にしておりますので、限られてくる仕事内容にはなってきますけれども、今現在は研修なんかはほとんど Zoom であって、役場に来て受けるのではなく研修を自宅で受けることも非常に多くなってきてまして、会議録の作成ですとか、いろんな資料の作成ですとか、今現在は広報の更新等も自宅でできるような環境が整っております。そして、役場の中にグループウェアというコミュニケーションツールがございまして、それが6月から稼働したことによって役場の中の回覧版、掲示物とか、いろんなスケジュール管理ですとか、施設の予約ですとか、そういったところもグループウェアで、自宅でできるようになってまいりました。そして今度、押印廃止もスタートし、いろんな内部手続き等もかなり簡素化が進みますので、グループウェアでできることが増えてくるんじゃないかなと思っております。そして今、公文書の電子化も取り組んでおり、それが進むと、またさらに自宅でできることが増えていくのではないかなと思っております。まだ取り組んでない職員にも、今はそんなこともテレワークでできるんだというのが広まっているような状況ですので、働き方の一環として、あと、何か有事の際にも業務が停止することなく継続してできるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

質問する以前の問題かとは思いますが、個人情報等、ICT化の中でセキュリティ対策というのは必須で、きちんとされているとは思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

セキュリティ対策ですが、まず、個人情報を自宅では扱わないということが1点、そして基本的にテレワーク用の端末を貸し出しているというところ。例えば自宅の端末を使った場合もウイルスチェックを行ったUSBメモリーで移行作業をさせていただいております。そして、元々役場の仕事がインターネット系とLWAN系とマイナンバー系の3層に分かれて作業しておりますけれども、テレワークにおいては、インターネット系の個人情報を含まないところのツールしか使えないような環境としております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。5番目の質問になるんですけど、8月の大雨警報や土砂災害警戒情報等、連日、今回大雨が長く続きました。24時間体制での勤務が続いたと思います。今後も異常気象に対応するために、町職員全体で対応の共有が必要だと考えます。もちろ

ん担当課、消防係とか、地域安全課、総務、建設産業部、それから水道局というような方々が中心になってということは分かっているんですけども、町の職員というのは、専門職の方以外はいろんな課に回るわけですよ。だから自分が今、全然違う仕事をされていても、町の職員というレベルで考えれば当然、共有はされていると思っはおりますけれども、全職員が共有するようなマニュアルは作成されているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

災害対応の初動マニュアルは既に存在をしております。これに基づき対応していくわけですが、今年度より新たに、部局で避難所の運営をお願いすることにいたしました。これに基づき避難所の運営マニュアルを新たに作成いたしました。地域安全課で作成をして各部局の方へお渡ししたわけですが、避難所の施設ごとに配置が違ったり、トイレの場所が違ったり、いろんな形態がございますので、それぞれを各部局の部長を中心に、改めて検証いただきまして、今、作成をしている最中でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。今回の質問の趣旨は、何も町の職員がみんな暗い顔をしているとか、私は思っははいないんですよ。ただ、住民の方々が「大丈夫なのかな」って心配されるということは、自分では気づかないけども、もしかして、そうなのかなっていう心配をしたところで、この質問をいたしました。住民の方というのは、役場に証明書類などの取得、また様々な相談と、緊張してこられる方も多くいらっしゃいます。そのときに、不安そうな分からない人に親切に、もっと言えば、ホテルのコンシェルジュのような対応をしていただきたいと思っはしておりますけれども、仕事がすごくたくさんで、心に余裕がなければ人に優しく対応できないのではないかと思っはしておりますけれども、今、様々働き方改革等を聞きましたけれども、今の体制で町長は大丈夫だというふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

大雨もそうですけども、コロナもそうですよね。こういった大型で激甚化した災害が突如として起こってくるというような状況ですので、一番私たち考えなくちゃいけないのは、まずは職員の健康問題、それから住民サービスはどうか、それと仕事は効率的に行っているかということを考えながら人員体制を配置するわけですけども、そういった災害にうまく合わせていけるっていうのは、各部課が臨機応変に対応できると、そして各部署が横断的に繋がっていく。各部、課が自由にできると、裁量ができると。そうい

う意味で言ったら、課長とか、部長に対する責任は結構大きくなっています。しかし、それが初動も含めていろんな部分について突発的なこと、また大型化、激甚化に対してうまく対応していく、対処していく、その原点じゃないかなというふうに思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

役場の職員対応は転出の手続きとか「窓口対応がとても親切にしてもらった」という声や、また、目的の窓口と違う階に来てしまった高齢者の方に寄り添って、一緒に御案内しているという光景も見たことがあります。私には「良い対応してくださっている」という良い声もたくさん入っているんですね。だから、決して悪いという意味じゃないんですけれども、先程、町長がおっしゃったように、これからも職員の健康管理、心に余裕を持った働き方改革を進めていってもらいたいと考えております。

次に、子ども会の現状についての質問に移らせていただきたいと思います。子どもの数自体が減少しているというふうに思っておりますけれども、10年前、また5年前と比べて子ども会の加入者数はどのように変わっているか、お尋ねいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

5年前の平成27年度と比較をさせていただきますけれども、全体数として小学校の全児童数を比較した場合、平成27年度が2,476人、現在が2,336人で、約6%減少しております。その中で、子ども会の加入率の比較ですけれども、平成27年度が53.9%、現在は34.2%で、全児童数が約6%減少をしているのに対して、加入率は約20%減少しており、現在は小学生の3分の1ちょっとしか加入をしていない状況でございます。なお、子ども会自体の数ですけれども、平成27年度は36自治会存在するのに対して、現在は24自治会、5年前と比較して12自治会が減っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

児童数に対して大分減っているという現状にあると思うんですね。減少している原因としては、子どもたちとか、保護者が忙しい、保護者の役員の負担等、いろいろあるかと思いますが、町として子ども会活動の意義とか、役割はどのように考えていますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

子ども会活動の意義、役割ですけれども、子どもの頃の体験活動というのはそのときの子どもの心を豊かにするだけではなく、思い出づくり、成長してからの資質であった

り、能力に大きな影響と効果を及ぼすと言われております。そういう意味でも子ども会の活動というのは学校ではできない貴重な体験、また、年齢の違った仲間と一緒に遊んで学び合うことができる場を提供することを目的としておりますので、子ども会活動の意義と役割というものは、とても大事で重要なものと考えておりますし、同時に親同士の繋がりの方であったり、自治会の活性化にとっても大変貴重であると捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

町としても、子ども会の意義、役割は重要であると捉えていただいていると思うんですけども、今年の夏、うちの自治会の話ですけど、子ども会の育成会長から「ラジオ体操の親の当番が、子ども会の加入世帯の減少により増えそうなので、どうしたらいいでしょうか」という相談を受けました。そこで自治会の役員とも相談して、自治会の役員も当番の中に入ることにしました。そうすると保護者の負担が減るということで参加して、老人クラブの方にも自治会で回覧をして、この時期に「ラジオ体操がありますから皆さん参加されませんか」としているものの、やはり回覧にはあまり効果がないところもあって、今回、うちの老人クラブの方に個別に「この期間ラジオ体操があるからよかったら参加しませんか」というふうをお願いしたところ、参加していただいて、地域の子もたちとの繋がりが持てた。小さいことだと思うんですね、こういったことは。ただ、お互いに助け合って、私も含めて早朝そんなに忙しくはないですよ。だけど、小さい子ども、小学生がいる家庭というのは、朝の時間っていうのはものすごい大切に、特に働いていらっしゃる方も多くいらっしゃるんで、そこを譲り合って、時間がある人がちょっと手助けするというようなこともいいんじゃないかなって、今年やってみて、そう思いました。ですから地域とか、なかなか自治会に協力の要請とか、お願いするのは町として難しいのかなと思うんですけど、そういった、子ども会が大事と思っていらっしゃるんであれば、そういう協力をお願いすることはできないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

自治会へのお願いという話ですけども、もちろん地域活動、自治会活動を行う上で、「子ども会活動も一緒に是非お願いします」というお願いはしていくんですけども、例えば、先程、教育長答弁にありましたように、加入したくても子ども会が無かったり、休会しているというような子どもたちが何人かやっぱりいらっしゃいましたので、そういった子が同じ自治会で複数人いた場合はその自治会長に問い合わせをして「子ども会に入りたい子どもが何名かいますけども子ども会を復活させませんか」とか、そういった働き掛け、呼び掛けは行うように、検討をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

そうですね、なかなか一度子ども会が無くなると難しいところもあるかと思うんですが、最初の教育長の答弁の加入促進の取り組みっていうのが、私も広報誌とか、うちの防災センターにも貼っていますけど子どもが描いたポスター。また、学校説明会とか、小学校の入学式等でされていることは知っておりますけれども、教育長答弁の「地区混合の子ども会」というのは、どのようなことを想定されているのかお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

「地区混合の子ども会」ですけれども、新1年生や転入者などを中心に全児童の御家庭に対して、子ども会加入の御案内と募集というのは随時行っているところでございます。その結果、子ども会に加入したいのに入れなかったと、休会で子ども会が無かったという子どもたちが実際いらっしゃいました。そのような子どもたちを対象に「もし、自治会の枠を超えた「地区混合の子ども会」を作った場合は加入しますか」ということを各御家庭に御意見、御希望をお聞きしております。そのような子どもたちが多かった場合は、そういった子どもたちを集めて地区混合、自治会の枠を超えた「地区混合の子ども会」を作るということを今、計画しております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

実際、せっかく入りたいのに自分の地域の子どもの会が無い場合、こういったものがあるれば、その子どもたちが入れるということでメリットとしては良いんじゃないかなと。立ち上げる前に聞くのはよくないかも分からないですけど、無い所の人たちが入れるというメリットは分かるんですけど、その「地区混合の子ども会」を作ることに当たってデメリットって言うか、大変なところ、問題点があれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

「地区混合子ども会」を作る際のデメリットですけれども、各子ども会の中でも保護者が子ども会会長とか、いろんな役員とかを作っていく中で、やっぱり保護者の負担、地区がバラバラになる中で作っていくわけですから、そういったやりにくさっていうのはもちろんあると思います。あと、先程もちよつと話しましたがけれども、実際「地区混合の子ども会」を作ったあとに、同じ自治会の方が何名かいて、もし、そこ子ども会が復活した場合、そこで4人か5人か分かりませんが抜けてしまうわけですので、この地区混合子ども会の数が減ってしまうというデメリットも想定されます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

いろいろな選択肢が増えることは、少しでも入りたいと思っていらっしゃる方が加入できるということは非常に良いことなんじゃないかと思って、是非進めていただきたいと思っております。7月の町子連、球技大会の応援にうちの子ども会も出るということで行かせていただきました。そのときは感染者数が減っていた頃で、感染対策を講じた中での開催で、応援する人も全て事前に登録したり、いろいろなものをされて開催されたんですけれども、そのときに球技大会だけの様子じゃなくて、テントとかの様子を見ましたところ、子どもと大人の関係、親同士が顔の見える関係だからこそできるのかなと思ったんですけど、子どもも自分の親以外のお父さん、お母さんに一緒に練習しようとか、小さい子がトイレに行きたい、親がいれば親が連れていくでしょうけど、ほかのお父さんが一緒に走っていったりとか、そういう姿。また、小さな幼児が砂遊びをしていたところを見て、全然違うお父さんが隣にいたら癒やされるとか、一人っ子の5年生ぐらいの男の子が、その様子をほほ笑ましく見ているとか、そういう様子を見て、とてもほほ笑ましいと思いましたし、今、兄弟、姉妹が少ない現状だと思うんですね。異年齢の仲間との繋がりっていうのは子ども会でこそ、やっぱり親から離れて小学校に通ったりするときに、何か困ったときに知り合いのお兄ちゃん、お姉ちゃんが居たら知らぬ間に助けてくれたりとか、学校は同じ学年に友達は当然いると思うし、スポーツ教室とかでそういう異年齢のお付き合いがないとは言えないけれども、そういうのは非常に大事にしていくべきなんじゃないかと思うんですね。こういう子ども会の重要性が私はすごくあると思ってこの質問をしているんですけども、町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先程、中村議員の小さい頃の話が出ましたけども、考えてみますと当時は、子ども会、部落会、クラス会っていうのがあって、そして婦人会があって、青年団があって、大人の世界と子どもの世界が分かれてたと思うんですね。その頃の子ども会っていうのは、私が覚えているのは夏休みと冬休みの見回りと、夏休みのラジオ体操ぐらいなんですね。でも、今の教育、つまり「教える」っていうのと、「育、育つ、育てる」と、このパイが大きくなっていると思うんですね、その頃よりもずっと。教育は突出して高くなっているし、「育」っていうのも考えてみますと随分高くなっていると思うのは、例えば、自治会まつり、これはほとんど小学生、中学生は出て来ています。それから町民体育祭もそうですし、平和コンサート、平和のつどいもそうだし、みんな関わってくれているんですね。だから昔と違って、今は自治会の大人と子どもが交わっているいろんなものを作り上げていくということですので、中村議員がおっしゃっているように少しやっぱり

形態が変わってきているんじゃないかなと。その中で子ども会の意義は今、縷々職員が言ったようなことであるんですけども、そのほかにも、やはり時代とともに形態も変わっていく。その中で子ども会を充実させていくためには、今、教育委員会の方で挙げたいような施策もありますので、それに組みますけども、一方では教育のパイが増えて、子どもと大人の垣根が少し低くなって、そういった意味で言ったら悲観することだけではないんじゃないかなと、私はそう思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

そうですね。今年はコロナの感染拡大防止の観点から、町もいろんな行事が様々中止になっております。敬老会を開催するとき、うちの場合は子ども会が歌の合唱をしてくださったり、敬老者の方に肩たたき、それとメッセージカードのプレゼントとか、短時間ではあるんですけども、そういったことを行っています。そうしたときに高齢者の方が非常に感動して、涙を流される方もいらっしゃるんですよね。だから血の繋がりが全くないけど、たまたま同じ地域に住んでいるっていうのは、子ども会っていうのは子どもの育ちだけではなくて、その周りの大人に対する影響というのも素晴らしいものがあると思います。ですので、こういうコロナ禍でいろんなことができない、制限されている世の中ではありますが、子ども会の存続、加入者の維持は課題が多いところではありますけども、子ども会の良さをどんどん町もアピールしていただいて、私もできることを協力しながらやっていきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで中村美穂議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時10分まで休憩いたします。

（休憩 14時54分～15時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、西田健議員の①支援・援助を必要とする方々への行政の関わりについて、②町の防災計画についての質問を同時に許します。

3番、西田健議員。

○3番（西田健議員）

本日最後です。早速ですが質問に入らせていただきます。①支援・援助を必要とする方々への行政の関わりについて。行政が主体となり進められているまちづくりにおいて、重要な施策や各種取り組みは、町民に対して公正公平な支援・援助が必要不可欠であり、行政側の対応不足は絶対にあってはならないと考えます。さらに、困っている人に配慮していくのも行政の役割であり「支援を必要とする方が何も言わないと何もしない」のではなく、内容によってはどのような支援が必要なのか当事者への聞き取りを行うなど、

積極的な行政側の取り組み姿勢を望みたいと思います。そこで以下の質問をします。

(1) 支援を必要とされる方々、独居高齢者、障害者などのサポート体制についてお伺いします。(2) 高齢者など、交通弱者に対する支援・援助の施策についてお伺いします。(3) 情報弱者に配慮した公平な情報提供の仕組みづくりについてお伺いをします。

②町の防災計画について。今回の豪雨を含め、近年では毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。さらに、これらの災害では65歳以上の高齢者や障害者の被災者の割合が高くなっています。これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。本町においても作成対応中であることは認識していますが、災害発生時に誰一人見逃さないという重要な目標を達成するため、適切に対応をお願いしたいと思います。そこで以下の質問をします。(1) 避難者個別計画作成状況及び避難サポート体制について町の考えをお伺いします。(2) 防災ハザードマップは配布だけになっていないか。周知方法や有効活用について町の考えをお伺いします。(3) 防災・減災への取り組み(第10次総合計画)についての具体的な施策をお伺いします。以上、よろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、今日最後の質問者であります西田議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1番目の支援・援助を必要とする方々への行政の関わりということで1点目の支援を必要とされる方々へのサポート体制のお尋ねでございます。民生委員児童委員をはじめ多くの関係者の皆様を通じて、また、訪問看護師等による節目健康調査訪問など、こちらからアプローチを掛けることによって、支援を必要とされる方々の把握に努めておる現状でございます。近年、地域住民が生活上で抱える課題は、介護、子育て、障害、病気などにとどまらず、住まい、就労、教育、家計、社会的孤立など、多岐に及んでおります。また、こういった課題を複数同時に抱えることで、課題を抱える本人の状況がより深刻化してしまうことが懸念されており、現在、国は包括的な支援体制の整備を進めているところでございます。本町の現状といたしましては、複雑な相談の事例に対し、その相談の内容に応じて必要な部署がお互いに連携しながら解決に向けた取り組みを行っております。今後、ますます相談内容が複雑化していくものと想定されますので、関係機関も含めた連携体制をより一層強化していく必要があると考えております。

続きまして、交通弱者、高齢者に対する支援・援助の施策はどうかという御質問です。自動車中心の社会におきまして、交通弱者と言われる一部の高齢者などは、日頃の移動を公共交通機関などに頼らざるを得ない状況にあると認識しております。こうした方々の移動を支援する方策の一つとして、地域公共交通の改善に取り組んでいるところでございます。バス路線につきましては、自治会からの要望などを基に、路線あるい

はダイヤの見直しをバス事業者に要請したり、JRについても同様に、ダイヤの見直しやバリアフリー化の要望を毎年、毎年、継続して行ってきたわけでございます。また、急傾斜かつ道路が狭隘でバスの進入が困難な団地につきましては、先般、乗合タクシー導入の可能性を検証するための試験運行も行ったわけでございます。議員御案内のとおり、結果としては、一定の利用があったものの、目標としていた稼働率や乗客数に届かなかったこと、また、コスト面での合理性に欠けることから、現時点では本運行までは至っていないということでございます。このほかの支援策として、70歳以上の方を対象にした「バス利用券」「タクシー助成券」「健康づくり助成券」のいずれか1,500円分を選択することができる助成制度も実施をしております。この制度は、高齢者の外出機会や社会的活動の参加機会を増やすことで、生きがいを高めるとともに、介護予防にも繋がるものと考えております。今後とも、地域公共交通の維持、改善と利用促進を図ることで、高齢者が移動しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公平な情報提供、情報弱者に配慮した仕組みづくりということでございます。本町におきまして、情報発信の方法といたしましては「広報ながよ」などの紙媒体による情報発信、それからホームページやSNSなどのデータによる情報発信が主なものとなっております。「広報ながよ」につきましては、自治会配布のほか、公共施設やスーパー、コンビニエンスストアなどに設置をお願いしております。また、ホームページにつきましては、記事の掲載に連動してSNSの配信を行うなど、即時性のある情報発信に努めております。紙媒体の情報、データの情報、そして緊急時には防災無線を活用するなど、それぞれの媒体の特性を生かしながら、より効果的な情報発信を心掛けているところでございます。各担当部署におきましても、必要な方に必要な情報をお届けできるように創意工夫をしているところでございます。また、秘書広報課ではホームページのリニューアルにおきまして、高齢者や障害のある方など、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、日本工業規格、いわゆるJIS規格に準拠した設計を行っております。具体的には文字サイズや背景色の変更、そして音声読み上げソフトに対応した記事の作成、外国人の方に向けてGoogle翻訳を活用した多言語化への対応などを行っております。加えて、ホームページ上に掲載する広報紙では、データ版とともに音声による「声の広報」も掲載しております。なお、9月にはスマートフォンアプリのリリース、10月にはInstagramの開設も予定しているところでございます。また、高齢者向けといたしましては、初めての方に向けて「らくらくスマホ」体験教室、様々なアプリ、SNS、キャッシュレス決済などの使い方、こういったものについての講座を実施しており、データ情報に関わるような環境づくりにも併せて取り組んでおるところでございます。今後も、必要な方に必要な情報をお届けできるよう、分かりやすく、正確な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

続きまして2番目、町の防災計画についてでございます。1点目、避難行動要支援者個別計画作成状況及び避難サポート体制についてでございます。個別計画の策定状況に

つきましては、7月末現在、326人分の個別計画を作成しており、要支援者の方や支援を行っていただく地域の方々に配布しております。避難サポート体制につきましては、個別計画を自治会や自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会の皆様を中心に作成していただいております。御近所の皆様にも支援担当者として要支援者の避難のサポートをお願いしております。非常時には、皆様御自身の安全を第一としながら、要支援者に避難を促したり、避難の手助けをしていただくことを想定しているところでございます。

続きまして2点目でございます。防災ハザードマップは配布だけになっていないか、周知方法や有効活用について町の考えという御質問でございます。今年3月に長与町防災ハザードマップの冊子版を作成し、自治会世帯配布と町の公共施設へ配置し、危険箇所や避難場所の周知を図っております。また、本町に転入や内転居をされた方には住所移転手続きの際に窓口で配布を行っております。このほか、ウェブ版のハザードマップをホームページに掲載しており、これによりスマートフォン等の位置情報を基に、現在地の危険箇所や最寄りの避難所を確認することが可能となっております。活用という点におきましては、各種団体が実施する防災訓練や講習会などの機会を捉えて、ハザードマップを活用した図上訓練などの取り組みを実施しております。このような活用の機会を広げていく中で、防災に対する理解を深めるとともに、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。自助、共助の重要性が増す中で、町民自ら主体的に災害に対する知識や情報収集を行い、普段の備えを行う意識の醸成を図ることが最も重要であると考えています。今後も、効果的な周知方法、活用方法を模索しながら、町の防災力向上に向け取り組んでまいります。

続きまして3点目でございます。防災・減災への取り組み、第10次総合計画の具体的な施策ということでございます。第10次総合計画の「防災・減災への取組」といたしましては「国土強靱化計画に基づく防災・減災の取組」として、橋梁やトンネルなど長寿命化計画を策定し維持管理に努めております。また、「災害の未然防止・減災のための河川・急傾斜地等の適正管理」として、町で管理する急傾斜地等につきましては、今後も適切に管理をしてまいります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

それでは再質問させていただきます。通告書では、町民に対して公正公平な支援援助が必要ということで、対応不足があつてはならないとか、行政側に対して取り組み姿勢を望む旨を述べたんですけども、あまりにも行政側に丸投げをしたという感じを与えたかもしれないんですけども。私が思うには、町民の皆さんも関わるが大前提という意味での仕組みづくりを行政の皆さんに考えていただきたいといった意味で、質問をさせていただきたいと思います。まず最初、支援を必要とされる方々、今日は独居高齢者に限定したいと思っているんですけども、サポート体制について、いろいろと取り組み

はされていると答弁がありましたけれども、まず、独居老人、高齢者世帯は現在何名か、何世帯かというのは把握されているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

住民基本台帳で把握している世帯数になりますけれども、令和3年3月末で1,340世帯となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

これは夫婦で住まれている、独居老人という区別は分からないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今、申しあげました1,340件は一人暮らしの高齢者の方となっております。ちなみに、高齢者のみの世帯数につきましては1,334世帯となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

いろんな独居老人、高齢者世帯があるんですけれども、最近は孤独死云々が結構多くなっております。そういうことで、そういうサポートが行政側の方からされているのか質問したいと思っているんですけれども。多分、今言われた1,300云々世帯の方々は、例えば、民生委員が担当しておられる方、それから老人クラブ、サロン、自治会への加入等々、たくさんおられると思います。私が今回質問したいのが、それらにも入っておられない本当に孤独な人がおられるんじゃないかということで、そういうサポート体制が必要ではないかということで、まず、緊急通報システムなんですけれども、何世帯ぐらい利用されているのか分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

緊急通報システムにつきましては、8月末現在で56件の設置となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

緊急システムを利用されている方56件ということで、まだほかにもいるんじゃないかと。もう高齢者社会になるのは必然です。あと10年、20年後は私もよろよろにな

っているかと思うんですけれども、今後、どんどん増えていくということを想定すれば、そういう孤独の人がいないかという、見守りが届かない人がいるんじゃないかというのを危惧しているんですけれども、何らかの施策が必要じゃないかということで、現在の、町のそういう高齢者の方々へのサポート、どういうことをされているのかお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

確かに、一人暮らし高齢者の全世帯を把握して回るというのはかなり難しいところがあるとは考えているんですけれども、介護保険事業におきまして70歳以上、5歳おきの節目健康調査といたしまして、70歳の方には通知でお知らせをさせていただいて、介護サービスであったり、いろんなことがあったら御相談くださいという内容。それにプラスして、75歳以上の方につきましては5歳ごとに健康訪問調査を行っております。これは、一人暮らしの方に限らず、75歳以上であれば5歳ごとの節目で、毎年こちらの方から訪問看護師が訪問させていただき、お困り事がないかとか、健康面で心配事がないかとか、そういった内容のお伺いをしまして、その内容次第で定期的に訪問を続けたり、サービスやいろんな機関に繋がったりというようなことを行っており、そういったことで把握に努めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。75歳以上の方にはそういう訪問をされているということで、一つのサポートをされているということなんですけれども、それでも、今後どんどんまた増えていくと、漏れるんじゃないかというのを私は危惧しているところなんですけれども。そこでちょっと私の提案なんですけれども、そういう見守りの手が届きにくい方を対象に、例えば事業者ですね、新聞屋とかガス、電気、水道、生協の方とか、そういう所と協定を結んで、立ち寄ったときに何らかの異変があったときは、町のどこかに連絡をするというような体制作り、これはもう実際、福島県の会津若松市でやられているんですけれども、何か町として、さらに今後も高齢化社会が進むんで、こういう具体的な施策を考えて欲しいと思っているんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

高齢者の見守りににつきましては、多重的に見守りを行っていくという観点で取り組みを行っております。今、議員がおっしゃったような、事業者との協定による見守りににつきましては「長崎県見守りネットワーク推進協議会」というのがございまして、長与町も参画をしております。そうした中で、18事業者と協定を結んでいる形になります。

また、別途個別に長与町と協定を結んだ事業者もございますので、普段の業務の中で、異変に気づいた場合には通報いただくように協定を結ばさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。そういう提携をしたり、さらには、これはもう町民の方々、地域の人たちも、住民にも関わってもらわんといかんのですけども、そういうネットワークを充実させるような仕組みづくりも併せて、行政の方に10年、20年後を見据えた対策をして欲しいと、ちょっとその辺の回答をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今年度、第3次地域福祉計画を策定しております。その中で、今後、地域共生社会を築いていく中で、一番大事になってくるのが、人と人との繋がりを作っていくこと。それを大前提に作っております。その中で、身近な地域での支え合いを充実させるとか、地域での参加する機会を充実させるとか、また、そういった中で把握した情報を共有していく。そういった情報を支援の方に繋げていくという仕組みづくりを作っていきたいと考えておりますので、今まさに検討中でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

よろしく申し上げます。次の2番、交通弱者の関係なんですけれども、先程から言うように今後ますます交通弱者が増加をするということで、これも将来を考えて、10年、20年後を見据えた検討をしていかなばいかんと、真剣にですね。そこでお伺いしたいんですけれども、先程も言われた中尾団地、道の尾地区の乗合タクシーの試験運行を実施した結果、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町内2地区での乗合タクシーの試験運行でございますけれども、当初は、定時定路線運行、バスと同じように同じ時間、同じルートで運行をしておりました。週3日、1日当たり3往復、6か月間の試験運行を行いました。その間、停留所の追加であったり、運行ダイヤの変更ということで、より利用しやすいような改善を行ってまいりましたけれども、結果的に約半数の便が乗客0人であったということで、効率化を図るために予約制に変更をして、また改めて、年度を超えて半年間運行を実施しました。これについては、当初2時間前までに予約をしていただくようにしていたんですけれども、それを

1時間前に変えてみたり、立ち寄り先の追加、あるいは停留所の変更など、改善を加えながら運行してまいりました。最終的に、目標としていました平均稼働率50%、用意している便の半分は動いて欲しいということ。それと1本当たりの平均乗客数が2人という目標を達成できなかったこと。また、その利用が地域で利用していただいたと言うよりも数名の方の利用に偏っていたということ。それと負担の合理性という面、総合的に判断をして、現在のところ本運行にまでは至ってないという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

実は昨日、ホームページでこの議事録をちょっと拝見したんですけれども、確かによく分析をされて、今、答弁がありましたように運行不能という結果を出しているんですけれども、この中で今後の意向というアンケートを取られているんですけれども「自分が運転できなくなったら利用をしたい」と考えておられる方が60代で約50%、70代でも51.8%と、結構高いんですよ。それからすれば10年、20年後は絶対にこれは必要とされるわけなんです。そういうことで、答弁では今回中止ということなんですけども、そういう将来を見据えたことで、もっとうアイデアを出して、もう1回試験運行等々をトライして欲しいということで、よそを私が調べたところ、いろんなことをやられとるんですよ。例えば商業施設、そういう所と提携をして、利用回数の多い方にはポイントを出すとか、割引キャンペーンをしたりとか、そういうことを実際やっている都市があるんですよ。そういう利用促進に向けた取り組みを検討しているという所が多々あるんで、本町でもそこら辺は率先して、いろんなアイデアを出し合ってください。やっぱりアンケートをやっている所は、住民へのアンケートを実施してそういうニーズを把握しているんですよ。本町でもやっぱりそういうことをやって、いろんな改善をやって取り組んで欲しいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この乗合タクシーの試験運行の期間中にも、今、御指摘があったとおり地域の方々のアンケートを行ってきまして、それを踏まえて改善を図ってきたところです。そのアンケートの中にもありますとおり、乗ったことがない方のうち83.8%が「まだ自家用車を運転しているから」ということもございました。また、実際に運行を請け負っていただいたタクシー事業者、あるいは地域の方々の御意見、この運行が終わったあとに聞いてみたところ「まだまだニーズが高まるには時間がかかるんじゃないか」という御意見もございました。ですので、もうこれで検討も終わりというわけではなくて、より良い方法、この乗合タクシーが最善でないかもしれません。過去もアンケート等実施してきたこともありますので、今、御提案をいただいたような他自治体の状況も踏まえて、

幅広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

これはもう絶対必要なんで、10年、20年後を見据えた検討をお願いしたいと思います。次に移ります。情報弱者の関係ですけれども、これも昨日から同僚議員からもいろいろ出たんですけども、もうまさしくスマートフォンなどの使い方が分からないとか、そういう理由によって、行政的にそういうサービスが受けられない方もおられるんじゃないかということで、先程の町長の答弁の中でいろいろやられているということで納得したんですね。先程言われました、スマホの使い方とか云々っていうのは取り組んでいただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。それから、デジタル庁もあるんですけども、今のマイナンバー関係の登録状況というのは分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

最新のデータが8月22日のものになりますが、長与町で交付したマイナンバーカードの件数ですけれども、1万8,092件でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

1万8,000件っていうのは多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

県内の自治体の比率で言えば、順位的には7番目になります。全国の比率で言いますと、約1,700自治体あるんですが249番目でかなり高い方だと認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

ポイントが付くとかありましたよね。それって現在もされているんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

マイナポイントにつきましては、対象となるマイナンバーカードの申請が4月末で終了しており、4月末までに申請をした方につきましては、12月末までのポイント付与を受けることが可能となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

そこら辺も含めて、もっと加速をするということであれば、再度復活させるというような取り組みもお願いをしたいと思います。今回の質問の中でも何らかの支援、援助が必要な方は行政を頼りにされておるんで、もう一步確認して、救われる案件や防げる事案等があると思いますんで、あとで後悔することがないように、日々の取り組みの中で漏れることがないように、万全の取り組みをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2番目が町の防災計画ということで、まず（1）避難者個別計画作成状況ですけども、これは私も実際携わったことあるんですけども、現在の状況が、先程の答弁では326名ということなんですけども、実際、個別計画が必要な方の比率はわかりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

長与町内の要支援者の人数といたしましては1,108名、7月末現在の数字でございます。その中で、同意をもらった方につきまして個別支援計画を策定していくものですから、割合で申し上げますと54.4%の進行となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

半分ぐらいですね。なかなか進まないというのが現状なんですけども、今回8月の豪雨で避難された方もおられるんですけども、私も避難場所、武道館と多目に行ってきたんですけども、武道館ではテントの中に2名おられて、町の方もちゃんと対応をされていて、これはもう確実にやられていると。多目の方は居なかったんですけども、職員の方が待機をされているということで、十分な対応をされているっていうのは分かりました。ただ、今回の避難というのは、あくまでも自主避難だったのかどうか、マイク放送ではもちろん呼び掛けておられたんですけども、これはどういう避難にされたか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

この警報に伴い、当初の段階では高齢者等避難ということで、高齢者に関しては避難をする段階であるというお知らせをいたしました。次に避難指示。危険な場所にお住まいの方につきましては、この発令中に避難をいただくという趣旨で発令をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

これも先程の質問と被るんですけども、要は、避難したくても避難できない人がおられたんじゃないかと。多分いなかったと思うんですけども、今後、そういう避難をしたくても、避難ができなかったということもあり得るんじゃないかと思うんですけども。例えば、緊急通報システムは、そういう災害等にも活用できるのかどうかお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

緊急通報システムにつきましては、ボタンを押すことでコールセンターに繋がり、必要に応じて緊急救急搬送を要請するといったシステムでございますけども、システム的に電話回線が繋がっておれば、十分有効に活用できると考えております。またコールセンターの方も、長崎に繋がらなかった場合には福岡の方に繋がりますし、福岡が駄目だった場合は東京の方に繋がりますので、十分災害時にも使えるのかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

今後、また高齢者、こればかり言うんですけども10年、20年後は、漏れる方が出てくるんじゃないかということで、詳細な避難個別計画、この辺もちゃんと作って、漏れないような対策をお願いしたいと思います。どうでしょうか。その答弁だけ。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

個別計画につきましては、現在も完了するために一生懸命取り組んでおります。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

移ります。防災ハザードマップについては今回の8月豪雨でもずっと、テレビ等でも注目されたと私は思っているんですけども、有効活用されているのかって私ちょっと危惧をしているんですけども、新潟市、浜松市、仙台市、四日市が共通したハザードマップに関するアンケートを実施しておるんですけども、要は行政側に必要としたいというようなアンケートの中で、危険情報が欲しいと。まさにハザードマップが欲しいというのが断トツで一番だったんですけども、そういう意味からもハザードマップは町民の方に、内容を充実させて欲しいんですけども、ハザードマップは私も見て、良く出来ていると思います。それで、説明会、勉強会、先程答弁でも取り組んでいるということなんですけども、コミュニティ単位とか、老人会、自治会、そういう町主催の講習会をどんどん、どんどんして欲しいと思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

もちろん、このコロナ禍におきまして、例えば自主防災組織ですとか、消防の会議ですとか、ケアマネジャーの会議、こういったところから要請があっており、その中で、このハザードマップを活用した図上訓練ですとか、避難情報の話であるとか、そういったものを行ってまいりました。コロナ禍で、大変自治会等も動きづらいことがあろうかと思いますが、依頼いただければ、こちらの方から出向いて、積極的に取り組んでいきたいという、その気持ちは変わりありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

そのハザードマップなんですけれども、なかなか改訂版を出すというのは難しいかもしれないんですけれども、やはり、こういうのは常に最新版であって欲しいと私、願うわけなんですけれども、随時こういう危険箇所も変わってくるかと思しますので、これはやはり定期的に見直し、改訂版を出して欲しいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

ハザードマップに掲載されております危険箇所等々につきましては、国の基準等々で、県の告示を用いまして掲載しております。もちろん工事が行われれば、その形が変わってくるわけですので、その度に見直しは出てくると思います。また、そのほかの情報につきましても、随時最新のものに取り入れていきたいんですが、予算もございまして、その辺はどういう形で周知をするかも考えながら、検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

よろしくお願いいたします。一つだけ、今回避難指示が変わったと。これは町のホームページで見たんですけども、これは町民の方に配布されましたでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

そのチラシにつきましては、県からいただいている部数が恐らく500部満たないぐらいだったんですね。ですので世帯配布はできておりません。代わりにポスターが来ておりましたので、それを自治会の方に配布して、適当な場所に掲示いただくような形でお願いをしたところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

私の考えとしては、先程言ったように最新版にして欲しいということで、あれば配布して、町民の方に「ハザードマップの中に入れて欲しい」みたいな文言を書いて、アピールをして欲しいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおりだと思いますので、これにつきましてはどういうふうな広報になるのか、周知の方法等を考えていきたいと思えます。議員が御指摘のところも参考にしながら、今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

よろしく申し上げます。最後の質問です。防災・減災の取り組み。この件については、また別の機会に詳細に質問させていただきたいということで、今回は1点だけ確認させていただきたいんですけども、10次総合計画の118ページに「防災・減災への取組」ということで、「日頃から河川や急傾斜地等の適正管理に努めるなど、国土強靱化計画に基づく防災・減災の取組を進める」という記載があります。そこで、国土強靱化計画の29ページの「プログラムごとの推進計画」というところで「危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩落防止施設等の整備を進める」と記載をされておるんですけども、町の方で今、何か所ある云々というのは把握をされてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

急傾斜の箇所数は635か所あります。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

なぜ気になったかと言うと、今回の8月の豪雨もですけども、急傾斜地の所の自分の裏がちょっと危ないとか、そういう方結構おられます。そういうことでこれからいけば、緊急性の高いものから整備を進めるというふうに書いてあるんで、何か計画的なもの、アクションプラン的なものはあるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

現在のところプランというものはございません。危険箇所指定されているということで、優先順位をつけることはなかなか難しいものでありますので、住民の方から相談を受けた箇所につきましては順次、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

こういう急傾斜地で暮らしている方は、ああいう雨が降ったらもう全然眠れないということを知っていますので、スピーディーな対応をお願いしたいと思います。最後ですけども、こういう防災対策には終わりはありませんので、最悪の事態を招く前に、常に未然に防ぐ対策を考えていただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時01分）